

高知市

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

令和6～8年度

(2024～2026年度)

素案

令和●年●月

高知市

目次

第1章 計画の策定に当たって

| | |
|---------------------------------------|---|
| 1 計画策定の趣旨・背景 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 4 |
| 3 「障害者計画」と「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」の関係 | 5 |
| 4 計画の期間 | 6 |
| 5 計画策定体制 | 7 |

第2章 高知市の障害のある人の現状と前計画の実施状況

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 障害者数等の状況 | 9 |
| 1-1 身体障害者 | 9 |
| 1-2 知的障害者 | 12 |
| 1-3 精神障害者 | 13 |
| 1-4 難病 | 16 |
| 2 前計画期間における重点施策の実施状況について | 17 |
| 2-1 子どもの成長過程に応じた支援体制の強化 | 17 |
| 2-2 相談支援体制の充実 | 17 |
| 2-3 地域生活支援サービスの基盤整備 | 18 |
| 2-4 適性に応じた就労と職場定着への支援 | 18 |
| 3 取り組むべき主な課題 | 19 |

第3章 計画の基本的な考え方

| | |
|-------------------|----|
| 1 基本理念 | 22 |
| 2 基本方針 | 23 |
| 3 計画の推進のために | 24 |

第4章 障害者計画の施策体系

| | |
|-----------------|----|
| 1 施策体系 | 28 |
| 2 重点施策の概要 | 29 |

第5章 具体的施策

| | |
|------------------------------------|----|
| 1 保健・医療の充実 | 31 |
| 1-1 健康的な生活習慣づくり | 32 |
| 1-2 保健・医療・福祉の連携 | 33 |
| 2 療育・保育・教育等における切れ目ない支援体制の充実 | 38 |
| 2-1 子どもの成長過程に応じた支援体制の強化 | 41 |
| 2-2 早期発見・早期療育システムの充実 | 43 |
| 2-3 就学前の子どもの支援の充実 | 45 |
| 2-4 就学期の子どもの支援の充実 | 46 |
| 3 地域生活支援の充実 | 49 |
| 3-1 相談支援体制の充実 | 50 |
| 3-2 地域生活支援サービスの基盤整備 | 53 |
| 3-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 55 |
| 3-4 社会参加・いきがいの促進 | 57 |
| 3-5 権利擁護の推進 | 59 |
| 4 多様な雇用と就労の促進 | 61 |
| 4-1 適性に応じた就労と職場定着への支援 | 62 |
| 4-2 障害者雇用に関する企業等への理解の促進 | 64 |
| 5 啓発の充実 | 65 |
| 5-1 地域共生社会の理解促進 | 66 |
| 5-2 障害への正しい理解と偏見・差別の解消 | 67 |
| 6 生活・社会環境の充実と安心安全のしくみづくり | 69 |
| 6-1 住居, 交通, まちづくり, 情報に関するバリアフリーの推進 | 70 |
| 6-2 災害時の支援体制の構築 | 74 |

第6章 障害福祉サービスを円滑に推進するために

| | |
|-----------------------------------|--|
| 1 障害福祉計画・障害児福祉計画 | |
| 1-1 趣旨 | |
| 1-2 「障害者計画」と「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」の関係 | |
| 1-3 成果目標・サービス見込量 | |

| | | |
|-------|-------------------------|-------|
| 2 | 成果目標 | |
| 2-1 | 福祉施設入所者の地域生活への移行 | |
| 2-1-1 | 福祉施設からの地域生活への移行者数 | |
| 2-1-2 | 施設入所者数 | |
| 2-2 | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | |
| 2-3 | 地域生活支援拠点が有する機能の充実 | |
| 2-4 | 福祉施設から一般就労への移行等 | |
| 2-4-1 | 一般就労への移行者数 | |
| 2-4-2 | 就労定着支援利用者数 | |
| 2-4-3 | 就労定着率(就労定着支援事業による就労定着率) | |
| 2-5 | 障害児支援の提供体制の整備等 | |
| 2-6 | 相談支援体制の充実・強化等 | |
| 3 | サービス見込量 | |
| 3-1 | 障害福祉サービスの見込量 | |
| 3-1-1 | 日中活動系 | |
| 3-1-2 | 居住系 | |
| 3-1-3 | 訪問系 | |
| 3-2 | 障害児通所支援の見込量 | |
| 3-3 | 相談支援の見込量 | |
| 3-4 | 地域生活支援事業 | |
| 3-4-1 | 地域生活支援事業について | |
| 3-4-2 | 地域生活支援事業の見込量について | |

資料

| | | |
|---|--------------------|-------|
| 1 | 計画の策定経過 | |
| 2 | 計画の点検・評価 | |
| 3 | 高知市障害者計画等推進協議会委員名簿 | |
| 4 | ニーズ調査 | |
| 5 | 用語の説明 | |

本文中の※印が付いた言葉は、このページをご参照ください。

第1章

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨・背景

1-1 はじめに

国においてはこれまで、「障害者基本法」の改正（平成23年公布・施行）、「障害者自立支援法」の改正（平成25年度から障害者総合支援法として施行）、「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）の制定（平成23年公布・平成24年施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の制定（平成25年公布・平成28年施行）、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正（同）、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下「精神保健福祉法」という。）の改正（平成25年公布・平成26年施行）等，障害者施策に関する法律の整備が行われてきました。そして，平成26年1月，障害者の権利及び尊厳の保護・促進の観点から，国際連合の「障害者の権利に関する条約（以下「条約」という。）」を締結しました。

その後も，「難病^{*}の患者に対する医療等に関する法律」の成立（平成26年公布・平成27年施行）、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の成立（平成28年公布・施行）、「発達障害者支援法」の改正（同）、「障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成28年公布・平成30年施行）等，様々な制度改革が行われ，近年，障害者施策を取り巻く状況は大きく変わってきています。

特に平成30年施行の障害者総合支援法の改正では，障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう，「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や，高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等が盛り込まれています。

また，障害のある子どもへの支援について，ニーズの多様化にきめ細かく対応するため，支援の拡充を図るほか，サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことも趣旨として明記されています。

近年、8050問題や、介護と育児のダブルケアなど一つの世帯に複数の課題が存在している状態が顕在化しており、世帯全体が孤立している状態のように、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の分野別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難な状況となっています。

こうした状況の中、令和2年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村が、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築し、創意工夫をもって円滑に実施できるよう、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が法定化されました。

今後、「地域共生社会」の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組が求められています。

1-2 国・高知県の障害者施策に関する計画

国は、令和5年に「第5次障害者基本計画(令和5(2023)年度から5年間)」を策定し、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、各分野の施策に共通する横断的視点として、①条約の理念の尊重及び整合性の確保、②社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ[※]の向上、③アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進、④当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、⑤障害特性等に配慮したきめ細かい支援、⑥障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組、⑦PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進を掲げています。

また、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(令和6～8年度)では、主なポイントとして、①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③福祉施設から一般就労への移行等、④障害児のサービス提供体制の計画的な構築、⑤発達障害者等支援の一層の充実、⑥地域における相談支援体制の充実強化、⑦障害者等に対する虐待の防止、⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組、⑨障害福祉サービスの質の確保、⑩障害福祉人材の確保・定着、⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえ

た障害(児)福祉計画の策定, ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進, ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化を挙げています。

高知県は, 前計画(平成25～令和4年度)を経て, 第3期高知県障害者計画(令和5～令和11年度)を策定し, 基本理念として『障害のある人もない人も, ともに支えあい, 安心して, いきいきと暮らせる「共生社会」』を掲げ, 施策の基本的方向として, ①ともに支え合う地域づくり, ②安心して暮らせる地域づくり, ③いきいきと暮らせる地域づくり, ④災害等に困らない地域づくりを挙げています。

また, 障害福祉計画について, 第6期高知県障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(令和3～令和5年度)を策定し, 方向性として, ①「共生社会」の実現, ②「高知型福祉」の実現を挙げています。

1-3 本計画の趣旨

本市では, 平成5年度に最初の高知市障害者計画を策定して以降, 数回の改訂を経ながら障害者施策の充実に努めてきました。また, 平成18年度には, 障害者自立支援法に基づく高知市障害福祉サービス計画を策定し, 福祉サービスの計画的な基盤整備の実施に取り組むとともに, 平成21年度から, 高知市障害者計画・障害福祉計画として両者を一体的に定め, 3年毎に改訂を重ねてきました。

さらに平成30年度からの児童福祉法に基づく高知市障害児福祉計画も一体的に定め, 本計画では, 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定しています。

本計画は, 前述のように大きく変わる障害者施策を取り巻く状況や, 本市の障害のある人を取り巻く現状を踏まえた上で, 障害のある人の自立や社会参加をはじめとする総合的な支援の充実に図るために策定し, 新たな施策を推進していくものです。なかでも, 生活支援や就労支援, 障害児支援等について, 重点的に取り組むこととします。

2 計画の位置付け

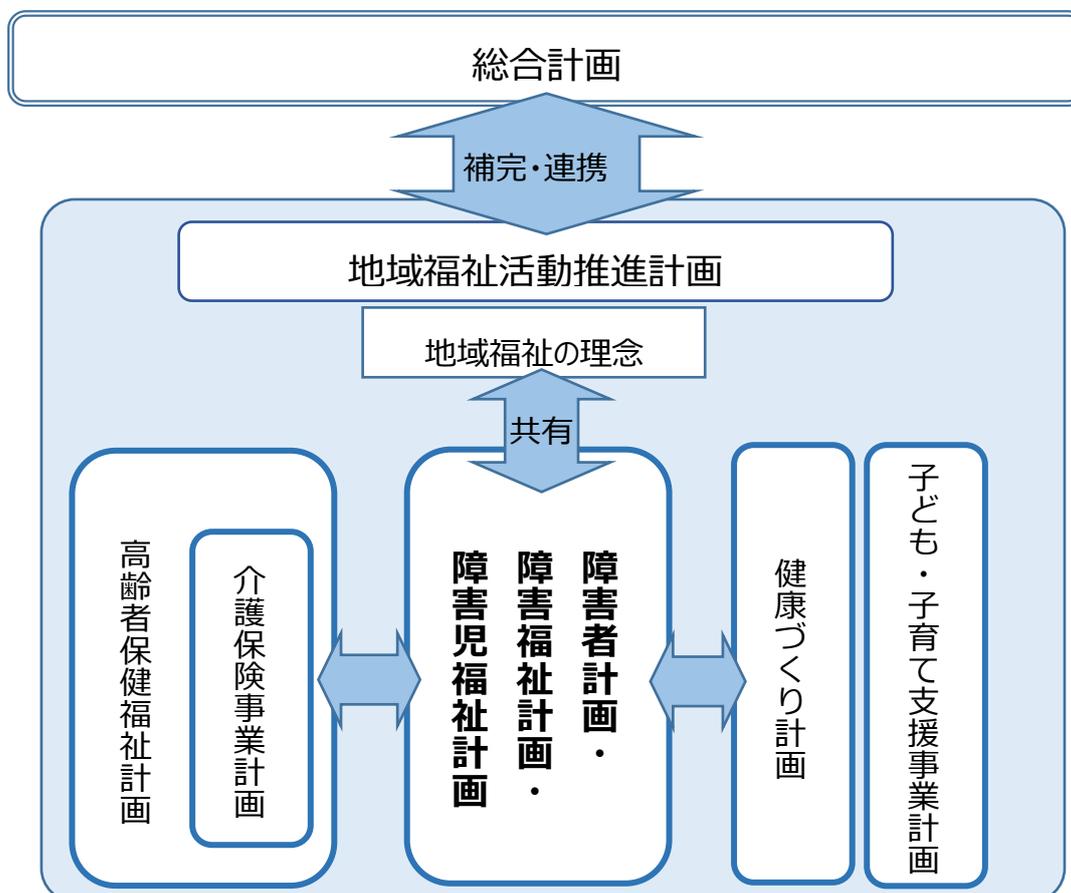
高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画は、高知市総合計画を上位計画とし、福祉分野の上位計画である高知市地域福祉活動推進計画の下、高知市高齢者保健福祉計画、高知市子ども・子育て支援事業計画等、関連する保健福祉計画との整合性をもって策定しました。

障害者計画は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づき、障害者施策全般の取組方針を示したものです。

また、障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービス等の計画的な基盤整備を図るために策定したものです。

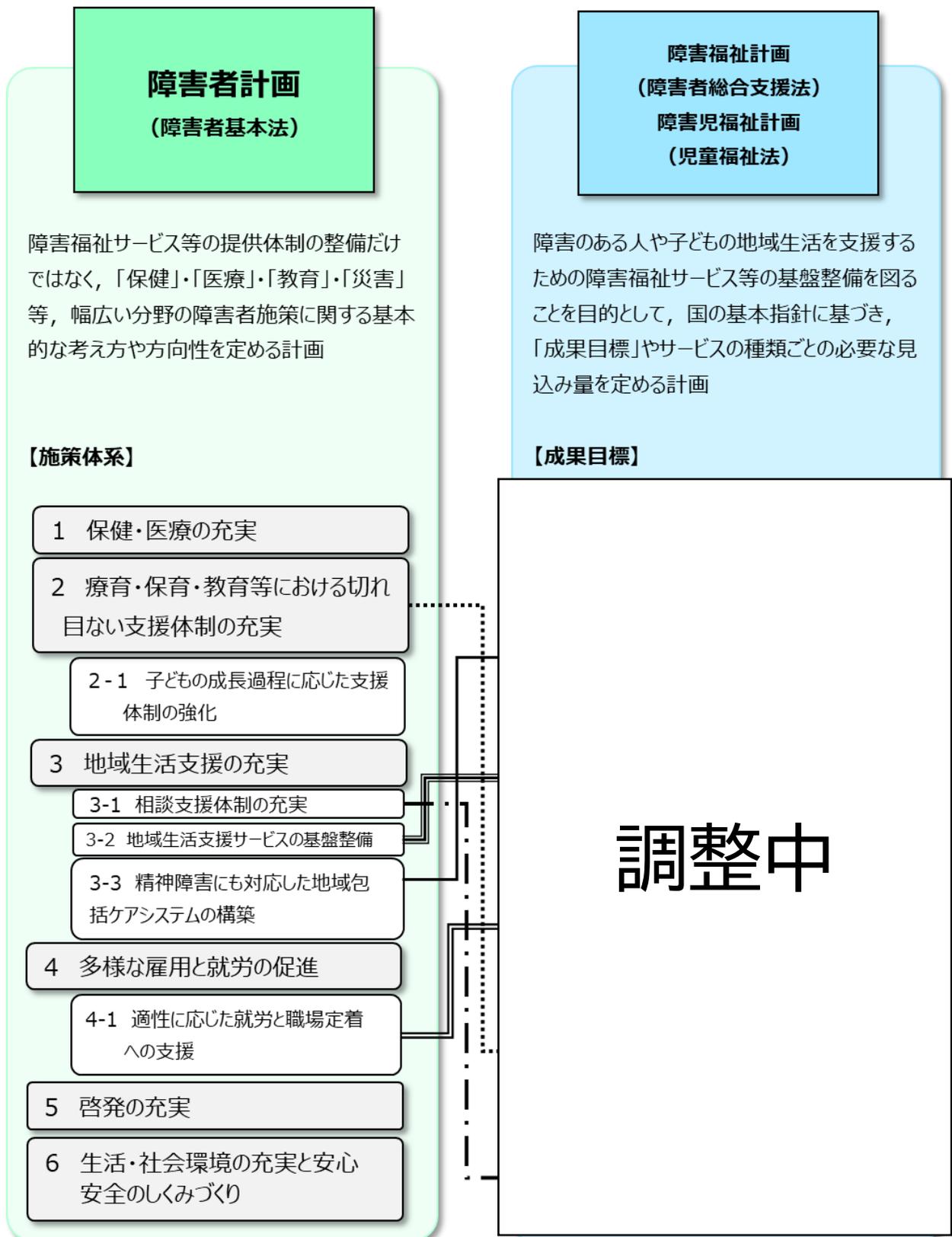
そして、障害児福祉計画は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援等の基盤整備を図るために策定したものです。

本市では、これらの計画を高知市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画として、一体的に策定しました。



3 「障害者計画」と「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」の関係

根拠法は異なりますが、お互い関連しており、特に障害者計画の「地域生活支援の充実」の部分において関連性が強い形となっています。



4 計画の期間

障害者計画, 障害福祉計画, 障害児福祉計画とも令和6年度から令和8年度までの3か年計画とします。

| 令和3 (2021)年度 | 令和4 (2022)年度 | 令和5 (2023)年度 | 令和6 (2024)年度 | 令和7 (2025)年度 | 令和8 (2026)年度 | 令和9 (2027)年度 | 令和10 (2028)年度 | 令和11 (2029)年度 |
|----------------------------------|-----------------|-----------------|----------------------------------|-----------------|-----------------|----------------------------------|------------------|------------------|
| 総合計画 基本構想(20年)(2011~2030年度) | | | | | | | | |
| 総合計画 後期基本計画(10年)(2021~2030年度) | | | | | | | | |
| 第2期地域福祉活動推進計画(6年) | | | ----- | | | | | |
| 障害者計画 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画 | | | 障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 | | | 障害者計画 第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画 | | |
| 高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画 | | | 高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画 | | | 高齢者保健福祉計画 第10期介護保険事業計画 | | |
| 第Ⅱ期健康づくり計画 | | | ----- | | | | | |
| 第2期子ども・子育て支援事業計画 | | | ----- | | | | | |

5 計画策定体制

計画策定に当たり、本市の障害のある人や子どもの生活実態及びサービスニーズを把握するため、アンケートによるニーズ調査や意見交換会を各分野で実施しました。また、本市設置の自立支援協議会及び就労検討会、相談支援検討会等においても課題検討を実施しました。

これらの意見や調査結果は、市民公募委員1名を含む、団体代表、医療・福祉関係者、学識経験者等合計16名の委員からなる高知市障害者計画等推進協議会に報告し、検討され、計画に反映しました。特に平成28年度からは、障害者計画等推進協議会公募委員として障害当事者公募委員枠を設定し、障害当事者の公募委員としての意見反映の機会を、より確固たるものとししました。

また、課題の認識や今後の具体的取組を全庁的なものとするために、健康福祉部、こども未来部、教育研究所だけでなく、関係部局も必要に応じて参加し、現行施策についての報告・課題の分析を行いました。

高知市障害者計画等策定体制

高知市障害者計画等推進協議会

役割：計画素案検討審議，計画原案検討審議・了承
委員数：16名（うち公募委員1名）

計画素案・計画原案の提示

パブリックコメント

庁内検討委員会

健康福祉部長，健康推進担当理事，こども未来部長
健康福祉部副部長，こども未来部副部長，福祉事務所長

ワーキンググループ

役割：具体的方策の検討，計画素案・計画原案の作成
障がい福祉課・健康増進課・子ども育成課・保育幼稚園課
子育て給付課・教育研究所・地域共生社会推進課

計画策定のための
現状把握・分析，課題検討

【ニーズ調査の実施】

- ①高知市障がいのある人の支援に関する調査
- ②高知市障がい等のある子どもの支援に関する調査
- ③意見交換（障害児分野）

高知市精神障害者地域移行代表者会議

高知市難病対策地域協議会

高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会

【自立支援協議会】

役割：

- ①相談支援事業に関する協議
- ②地域生活支援拠点整備の協議 等

相談支援検討会

就労検討会

発達障害者支援検討会

第2章

第2章 高知市の障害のある人の現状と前計画の実施状況

1 障害者数等の状況

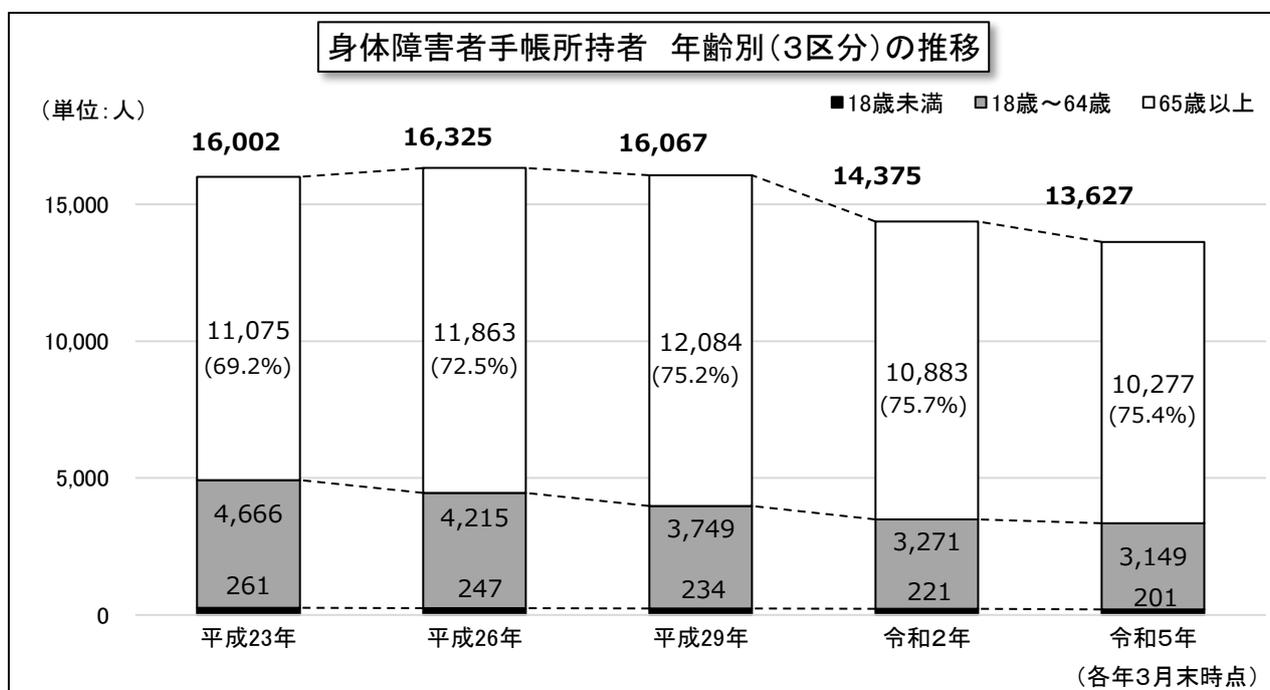
身体障害者手帳所持者数については減少傾向に、療育手帳※、精神障害者保健福祉手帳所持者数については増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療(精神通院)受給者数については、高い伸び率で推移しています。

1-1 身体障害者

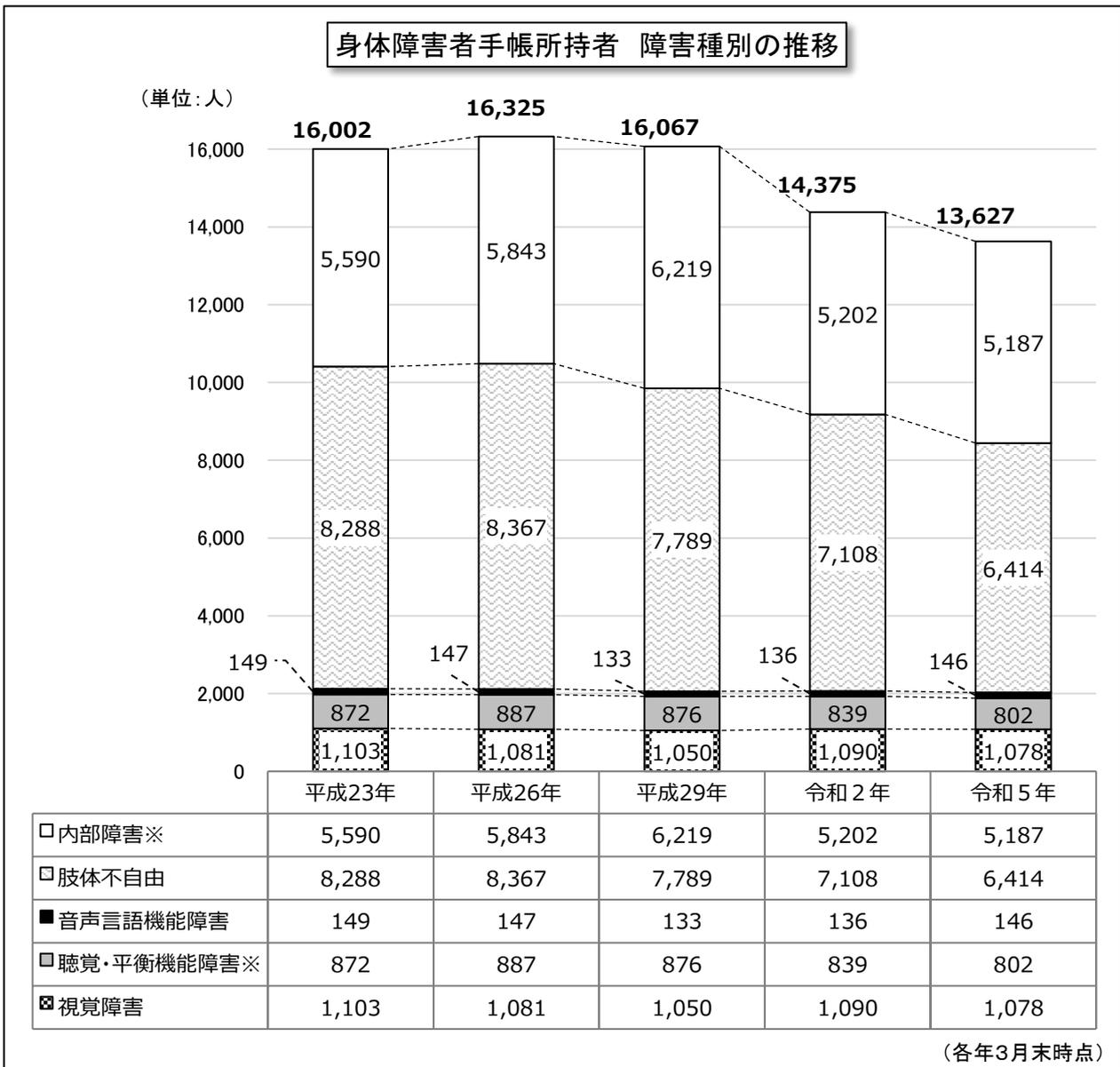
(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、近年では減少傾向となっています。一方、所持者のうち、65歳以上の占める割合は増加してきており(平成23年:69.2%⇒令和5年:75.4%), 所持者の高齢化が進んできているといえます。

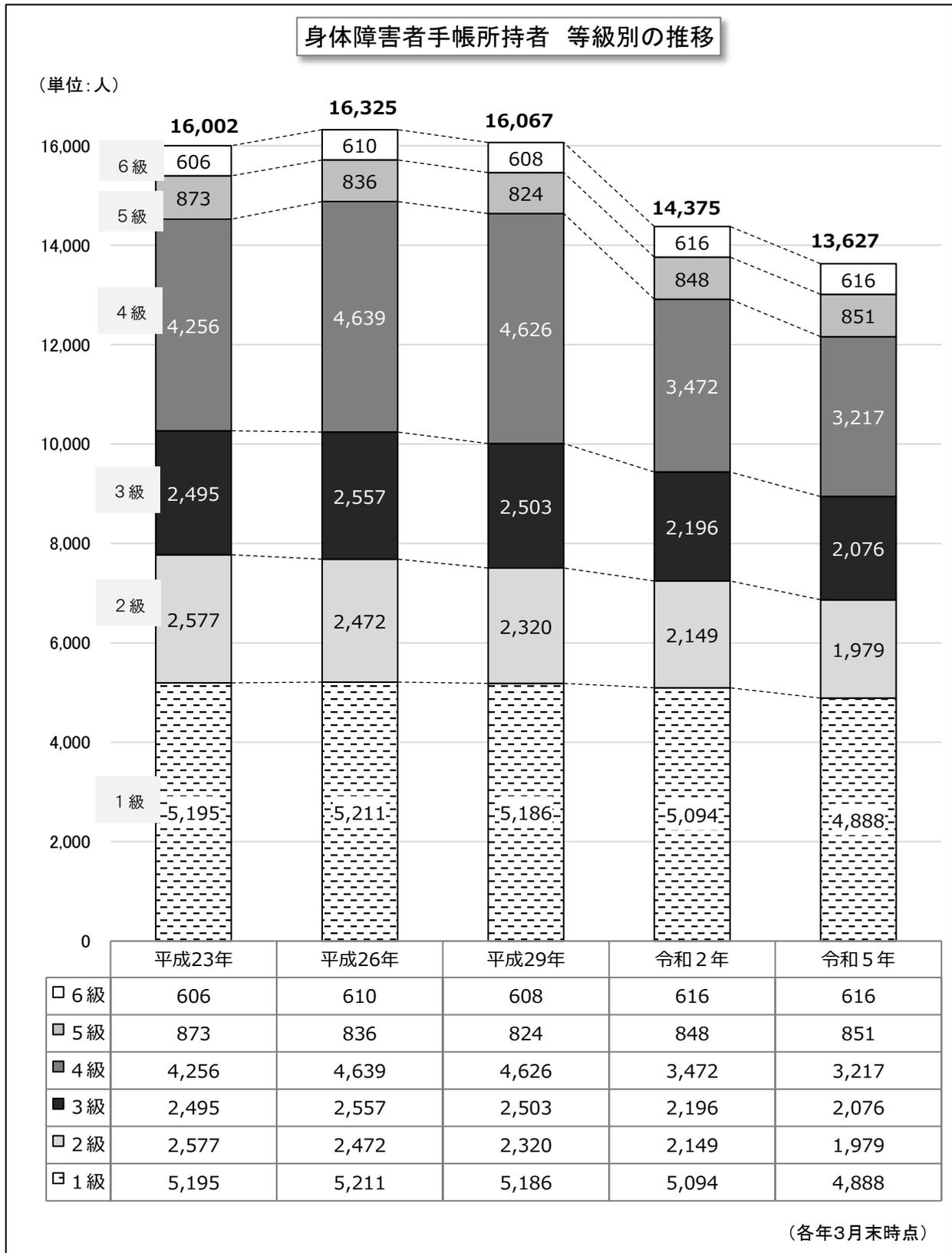


(注)平成29年と令和2年の所持者数が大きく減少していますが、これは平成31年4月から手帳の再認定期日が過ぎていたものについては計上しないこととしたため、その影響によるものと考えられます。

(2) 障害種別の推移



(3) 等級別の推移



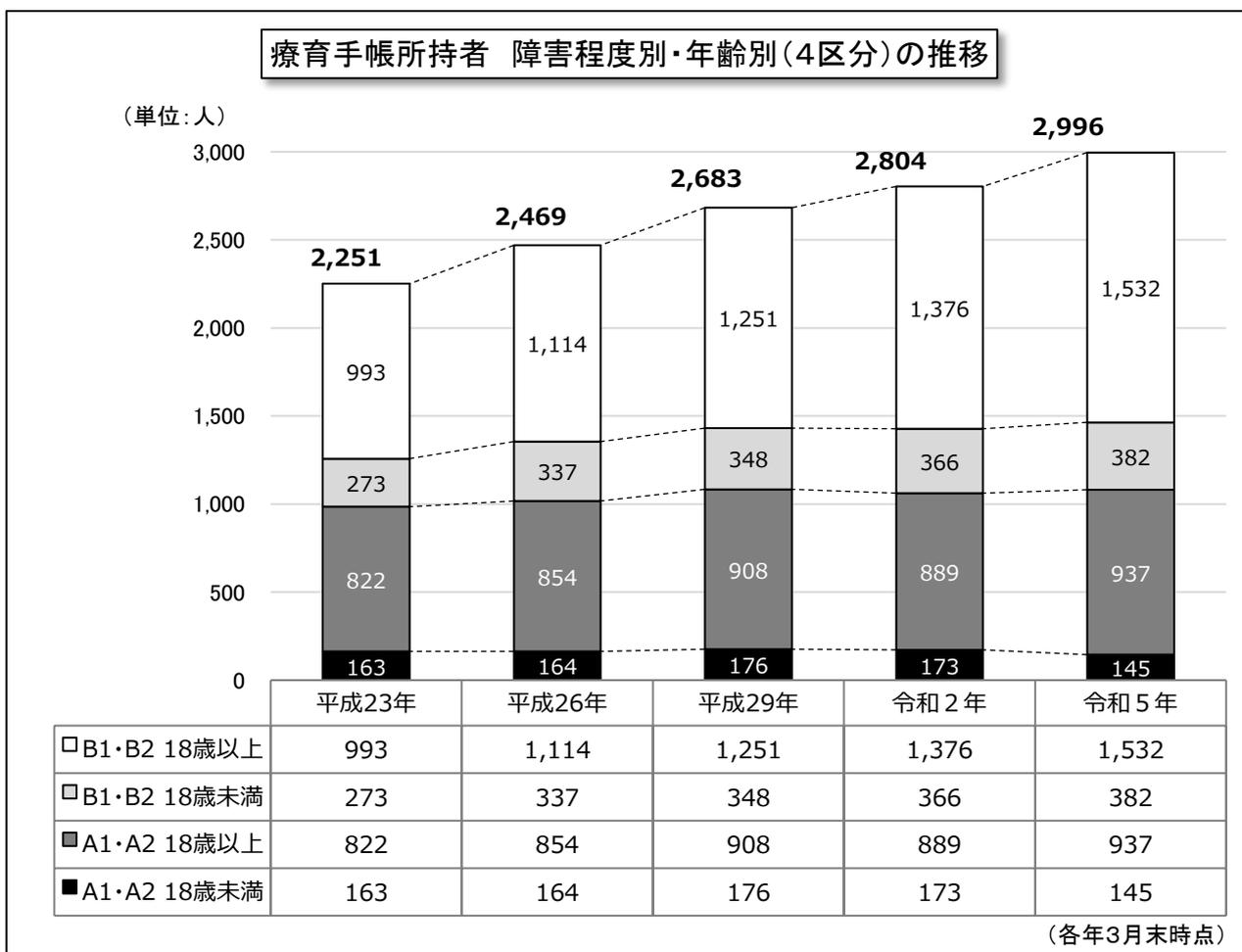
(注)障害の程度は、1級から6級の6区分となっています。

1-2 知的障害者

(1) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、年々増加傾向にあります。

そのうちB1・B2(中度・軽度)については、平成23年から令和5年までの間に18歳未満が40%、18歳以上で54%増加しており、伸びが顕著になっています。

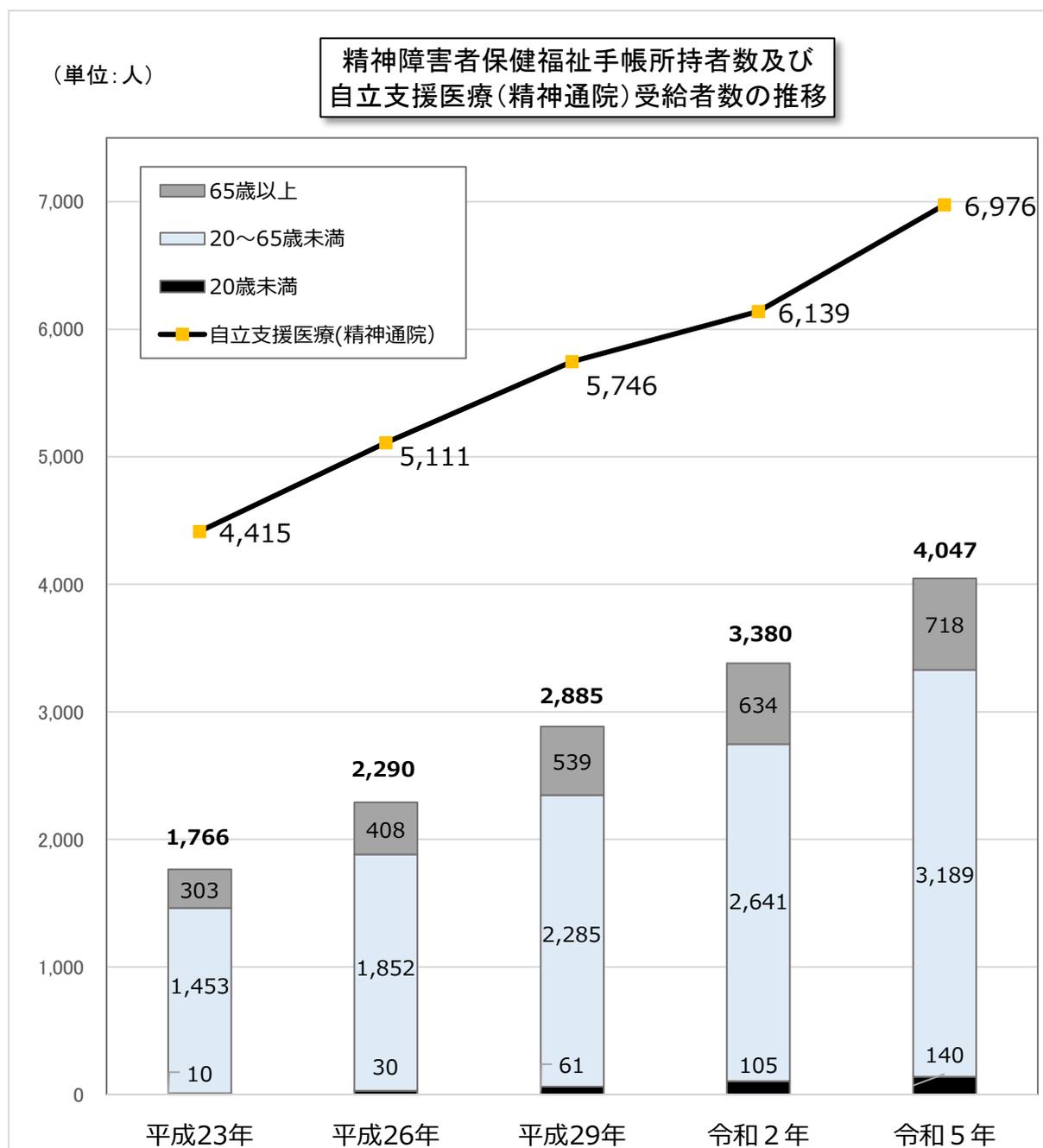


(注)障害の程度は、A1:最重度、A2:重度、B1:中度、B2:軽度の4区分となっています。

1-3 精神障害者

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神通院)受給者数の推移

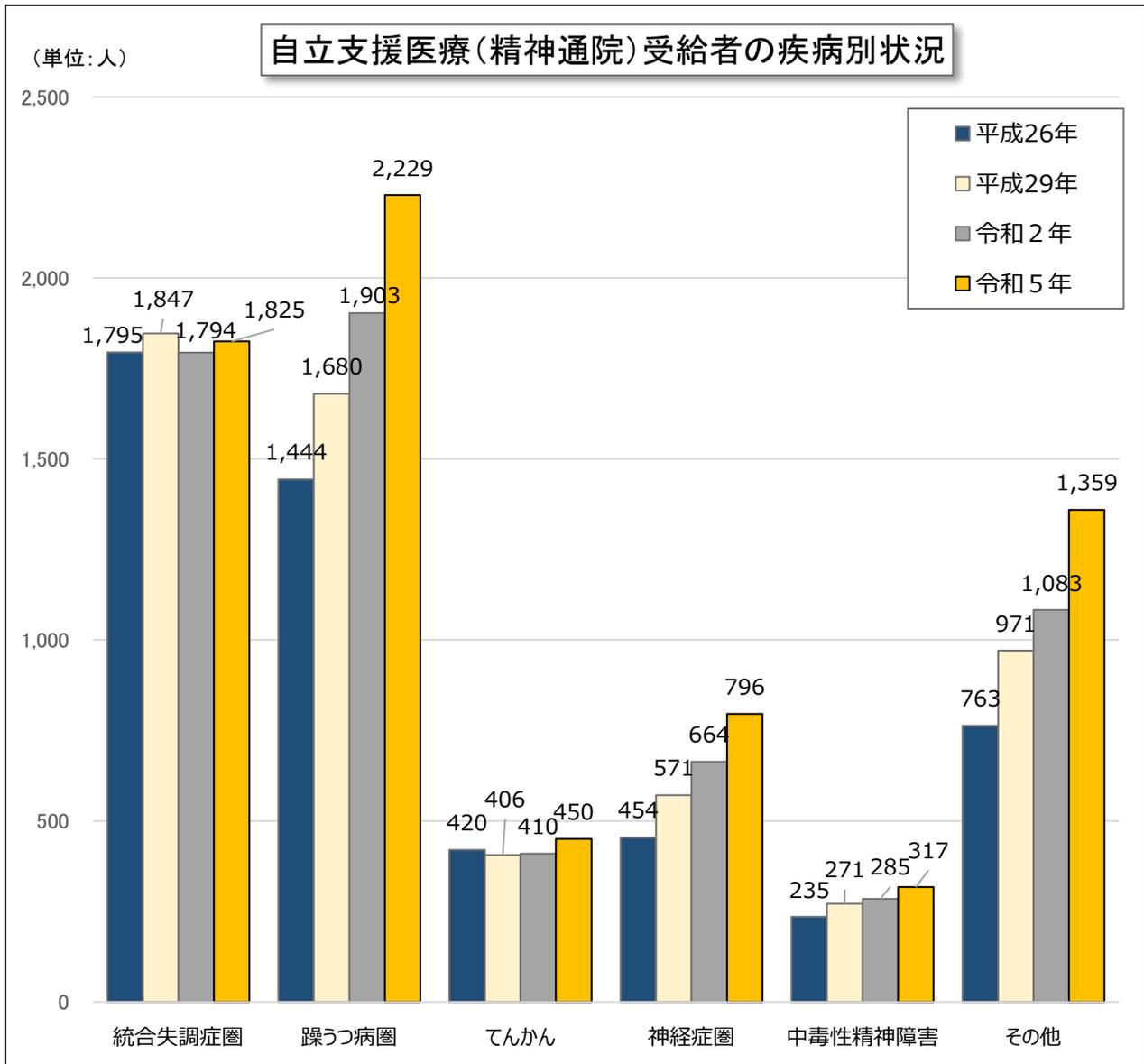
精神障害者保健福祉手帳所持者数, 自立支援医療(精神通院)受給者数とも増加しています。



(各年3月末時点, 高知県提供)

(2) 自立支援医療（精神通院）受給者の疾病別状況

自立支援医療(精神通院)受給者の疾病状況をみると、躁うつ病圏の伸びが著しく、受給者数も最多となっており、次いで統合失調症圏※となっています。

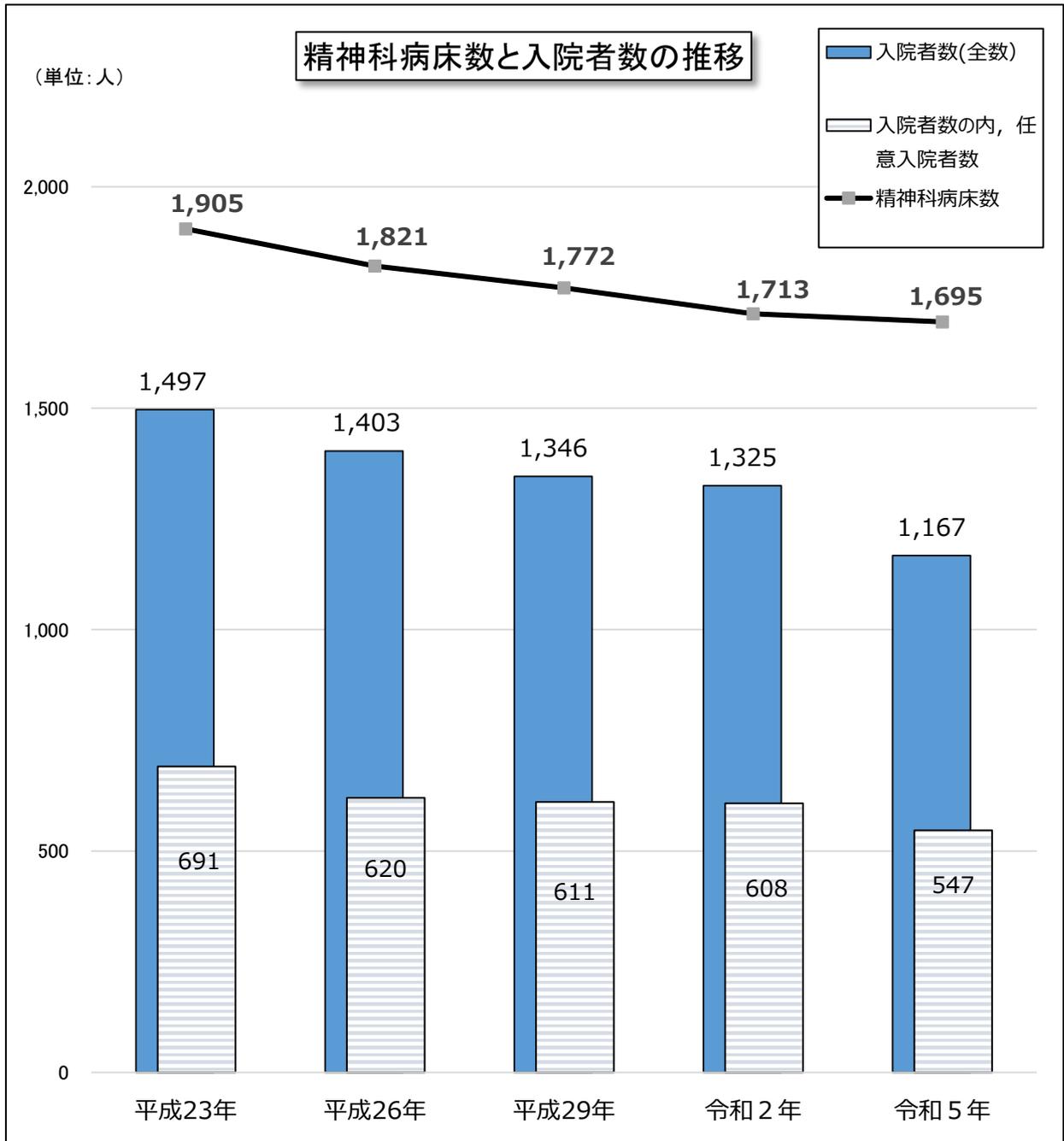


(各年3月末時点, 高知県提供)

(3) 精神科病床数と入院者数の推移

精神科病床数と入院者数は、ともに減少傾向にあります。

特に令和2年と比較し、令和5年の入院者数は12%減少しています。

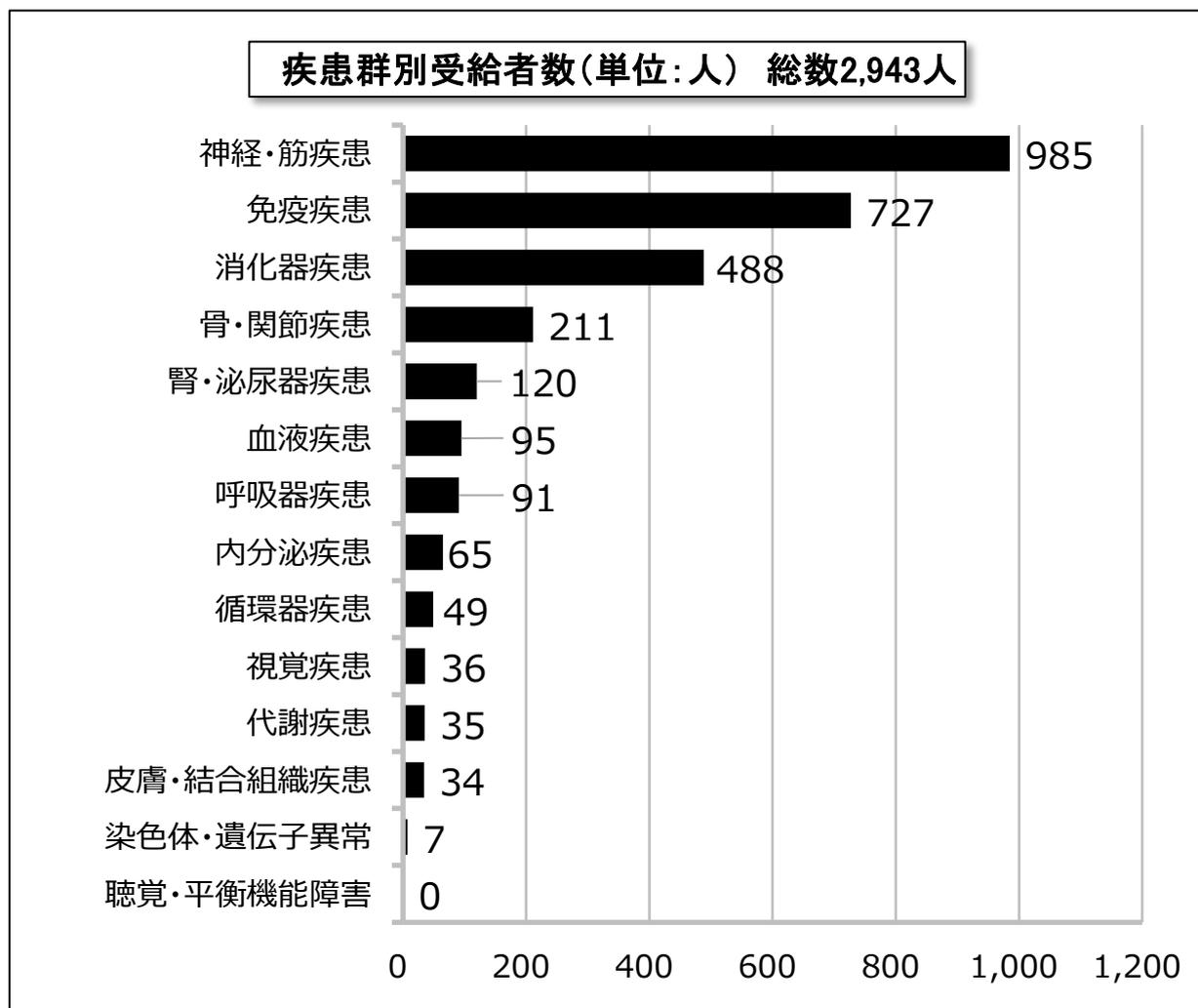


(各年3月末時点, 高知県提供)

1-4 難病

(1) 特定医療費※(指定難病)受給者の疾患群の状況

特定医療費(指定難病)受給者の疾患群の状況をみると、神経・筋疾患が最も多く、次いで免疫系疾患、消化器系疾患となっています。



(令和5年3月末, 高知県提供)

2 前計画期間における重点施策の実施状況について

2-1 子どもの成長過程に応じた支援体制の強化

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、医療機関をはじめとする関係機関とのカンファレンスが開催困難となり、電話やWebを用いた情報共有を行いました。
- 基幹相談支援センターを中心に、指定障害児相談支援事業所、障害者相談センター・障害児通所事業所等と連携して、定期的に研修会や連絡会を開催することにより、質の高いケアマネジメントやサービスを提供できる人材の育成に取り組みました。
- 相談窓口や必要な情報を周知するため、「ふくふくまっぷ」(支援が必要なお子さんのための子育て応援ブック)を改訂し、様々な機会を通じて関係機関や保護者に配布するとともに、ホームページに掲載しました。

2-2 相談支援体制の充実

- 障害者相談センター・指定相談支援事業所・基幹相談支援センターの3層の相談支援機関での業務のほか、障害分野以外の関係機関とも連携を深め、包括的相談支援体制の強化に努めました。
- 基幹相談支援センターにおける相談支援事業所に対する後方支援件数は、計画目標値を上回る実績となっています。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大期においても連絡会や勉強会、相談支援検討会の開催方法を工夫し、継続した取組を実施しました。

2-3 地域生活支援サービスの基盤整備

- 障害福祉サービス・障害児通所支援の利用者数及び給付費は増加傾向にあり、一部のサービスについては受入れの事業所数と定員が増え、提供体制が充実したものもあります。
- 事業所の質の向上の取組として、研修の実施や運営体制等の情報公表を進め、苦情解決や虐待防止のための必要な措置を講じています。一方、実地指導については、新型コロナウイルス感染症感染拡大により対面による検査ができない時期もあり、検査予定全てを行うことができませんでした。
- 障害の重度化・高齢化に対応した障害福祉サービスの事業所の整備に努め、日中サービス支援型共同生活援助事業所は、計画目標値を上回る整備ができ、また、強度行動障害のある人の通所サービスである生活介護においても、施設の建て替えに併せ通所定員数を増加するなど成果がみられました。しかしながら、重度の障害のある人のサービスについては、整備の難しさもあり、引き続きサービス提供体制の確保に努める必要があります。

2-4 適性に応じた就労と職場定着への支援

- 就労検討会を定期的に行い、就労支援事業所が抱える課題解決のための意見交換会や研修会を開催しました。
- 平成30年度から新たに設けられた就労定着支援※は現在6事業所を指定し、障害福祉サービスを経て一般就労した人の職場定着に向け、就労後の新たな課題に対応できる体制が一層整備されました。現場担当者の実践報告会を開催し、関係機関の方々と現状と課題を共有しました。
- 関係機関で構成される「高知市農福連携研究会」において、広報や体験会活動を行い、農業と福祉のマッチングに努め、成功事例を増やす取組を継続しました。

3 取り組むべき主な課題

- 一人の子どもを支援する機関が複数にわたることが多い中、一人ひとりの発達に応じた切れ目ない支援を行うためには、保育所等、学校、通所支援事業所等の関係機関の連携の強化が必要です。
- 相談支援に従事する相談支援専門員は、多様なニーズに対応できる専門性の向上が求められています。基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の強化に努め、主任相談支援専門員等の人材育成に取り組むとともに、関係機関との連携を図ることが必要です。
- 障害のある人の地域生活を支えるサービスの充実に向け、不足するサービスの拡充に取り組むとともに、質の向上と連携体制を整備していく必要があります。そのために自立支援協議会等で地域生活支援拠点の協議を深め、施策を推進します。
- 国において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の実現の考え方が示されており、本市においても今までの取組を充実させ、誰もが地域で当たり前暮らしのできるまちをめざしていきます。
- 障害のある人の働く場を確保する、また職場定着できるように支援するためには、障害のある人への理解促進や関係機関と連携のとれた支援が重要です。今後も、就労を希望する障害のある人が就労できる環境づくりをめざし、引き続き支援の体制づくりを進めます。

第3章

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害の有無にかかわらず，市民一人ひとりが互いに
支え合い，いきいきと輝いて暮らせるまちづくり

全ての人共生でき
る地域社会の実現

ライフステージ※に沿
った夢や希望の実現

障害の有無にかかわらず，市民一人ひとりが互いに支え合い，いきいきと輝いて暮らせるまちづくりのために，お互いに理解し，人格と個性を尊重し合いながら，住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会の実現をめざします。

その社会の中で，障害のある人が自己の能力を最大限に発揮し，夢や希望を実現するための支援体制の構築をめざします。

2 基本方針

● 全ての人共生できる地域社会の実現のために

共生社会の実現のためには、障害のある人が生活や活動について自分で選び、決定することができ、地域の一員として包容(インクルージョン※)される社会づくりが重要です。

そのために、自立した生活をめざした支援やサービスの充実を図っていくとともに、社会にある障害を理由とした差別や偏見をなくし、ソフト、ハードの両面にわたるバリアフリー※を推進します。

● ライフステージに沿った夢や希望の実現のために

障害のある人が夢や希望を実現していくためには、本人の声を丁寧に聞き、家族や支援者などの周りの人が共に、意思決定支援に取り組むことが重要です。また、夢や希望の実現に向けて、その人の可能性や能力を高めることも重要です。

そのためには、その人のライフステージに沿った切れ目ない支援体制や障害の特性や状態、個々のニーズに応じた支援体制の構築とともに、家族への支援も必要です。これらについて、保健・医療・福祉・教育等の連携や市民と行政の協働によって充実を図ります。

3 計画の推進のために

「障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり」を実現するためには、市民、地域、企業、医療・福祉関係機関、障害者団体、NPO※及び行政がそれぞれの立場で互いに協力し合うことが必要です。そのためには、以下のような役割が求められます。

- ◎高知市の役割
 - ・国や高知県との連携
 - ・サービス基盤の整備
 - ・バリアフリーの推進
 - ・市民・企業・関係機関への支援, 協働
 - ・人材の育成
 - ・実態・ニーズの把握
 - ・地域の資源の把握とネットワーク化

- ◎市民の役割
 - ・お互いの人格や個性の尊重, 支え合い
 - ・計画推進のための主体的な取組への参加

- ◎障害のある市民の役割
 - ・障害者計画推進の主役としてのかかわり
 - ・障害ごとの特性や障害があっても、工夫によりいきがいをもち、生活できること等についての情報発信による啓発
 - ・主体的な生活を送るための自己選択・自己決定

- ◎地域の役割
 - ・住民同士の見守りや声かけといった支え合い活動
 - ・民生委員や町内会、各種組織やサークル等の活動

- ◎企業の役割
 - ・障害のある人の雇用に向けての取組
 - ・障害のある人が働きやすい環境の整備
 - ・障害のある人が利用しやすい環境の整備

- ◎関係機関の役割 ・専門的なサービスの担い手
- 〔 指定事業所
医療機関 等 〕 ・情報提供・相談支援
- ・人材の育成
- ・地域の資源の把握とネットワーク化

- ◎障害者団体の役割 ・意見の集約
- ・障害当事者の活動の支援
- ・バリアフリーの普及啓発

- ◎NPO・ボランティア団体の役割
- ・障害のある人のニーズと必要な情報や人とをつなぐ,
自発的な社会貢献活動
- ・市民・行政・企業等の地域の横の連携

第4章

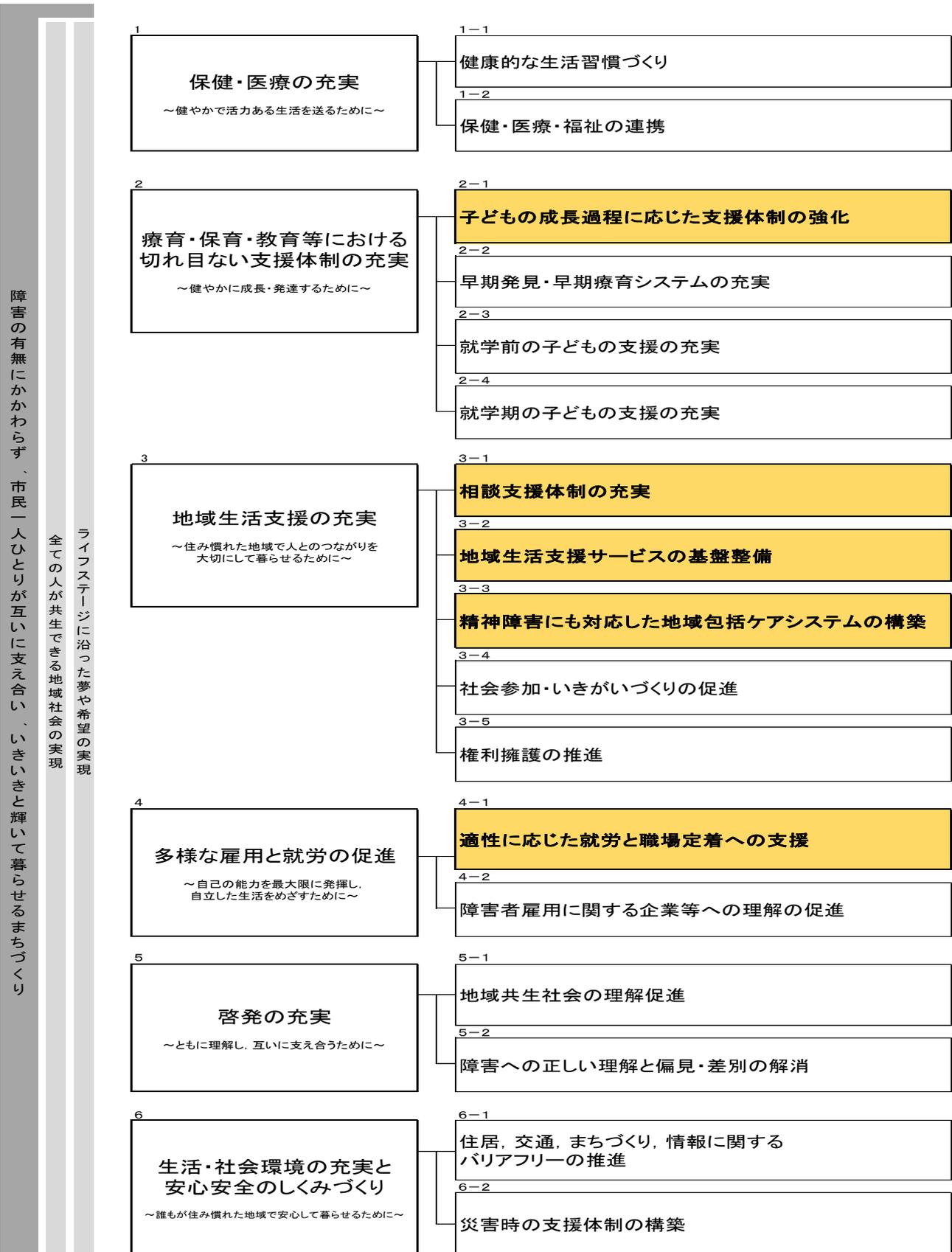
第4章 障害者計画の施策体系

1 施策体系

<基本理念>

<施策区分>

<施策>



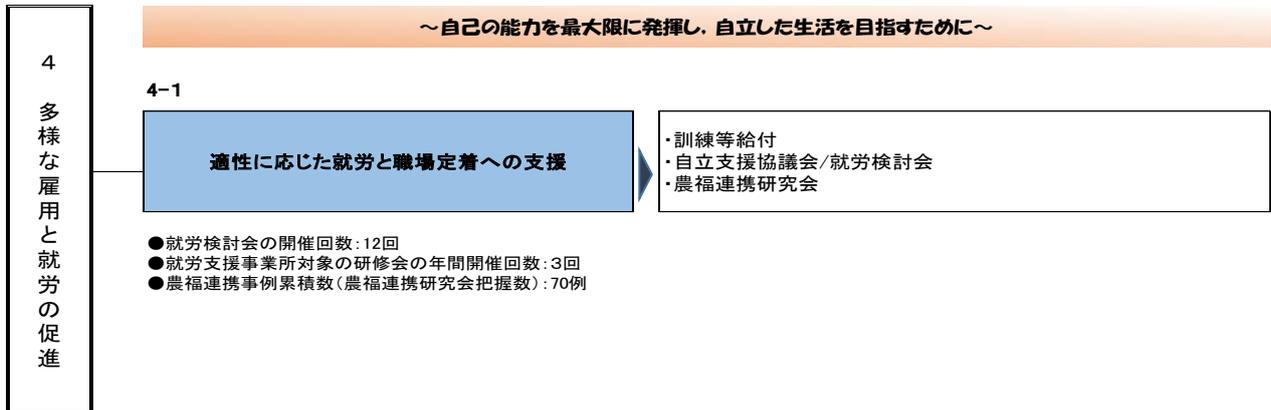
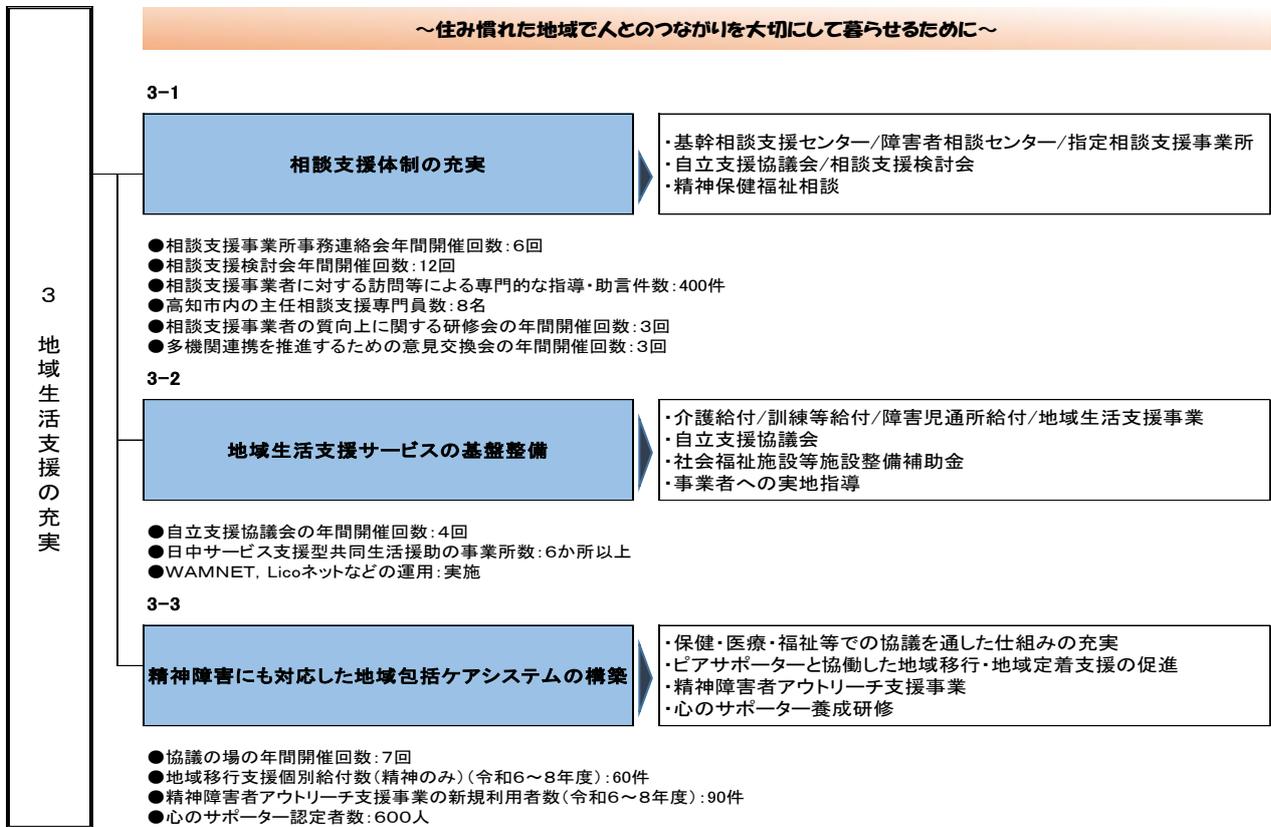
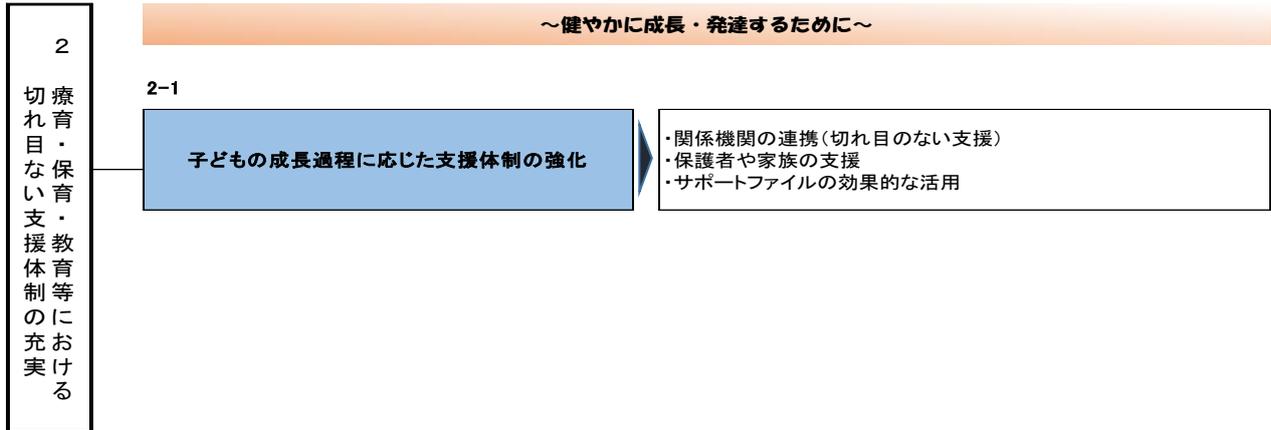
2 重点施策の概要

●は指標・目標値

<施策区分>

<施策>

<主な取組>



第5章

第5章 具体的施策

1 保健・医療の充実

～健やかで活力ある生活を送るために～

障害の原因となる疾病予防のための健康づくりの取組を進めるとともに、障害児・者一人ひとりの状況に応じた適切な保健・医療サービスが提供されるよう保健医療の充実を図ります。

1-1 健康的な生活習慣づくり

【現状と課題】

本市では、健康づくりに取り組んでいる人を増やすことを目標に、関係機関の支援者に本市の健康づくり事業等を周知・啓発することで、障害のある人の健康増進や生活習慣の改善ができるように取り組んできました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による訪問の制限もあり、その周知・啓発は十分とは言えません。

障害福祉サービス事業所では、訪問による健康づくり活動の情報提供がきっかけとなり、事業所の利用者と職員が一緒にグループをつくり、いきいき健康チャレンジ^{*}の申込みにつながるといった事例が生まれています。

障害の有無にかかわらず、個人・家族・地域や事業所・職場の仲間とともに、健康づくりに取り組むことができるよう、今後さらに関係機関への周知・啓発を強化していく必要があります。

【今後の方向性】

- 健康的な生活習慣づくりの必要性やいきいき健康チャレンジ等の健康づくり活動を、障害福祉サービス事業所等関係機関と連携し、計画的に周知・啓発します。
- 誰もが健康でいられるために、正しい知識や情報が行き届き適切に行動できるよう、幅広い対象に向け情報発信をしていきます。
- 医療保険者との協働により、健診結果を活用した健康づくりに取り組みます。

【事業等】

- 各種健康診査(健康増進課・保険医療課)
- いきいき健康チャレンジ(健康増進課)
- 保健指導(健康増進課・保険医療課)
- 健康講座(健康増進課)
- 関係機関への研修等(障がい福祉課・健康増進課)

1-2 保健・医療・福祉の連携

【難病患者（小児慢性特定疾病児童等を含む）への相談窓口周知と個別支援の充実】

【現状と課題】

特定医療費(指定難病)の対象疾病数は、現在338疾病となっています。

本市では、特定医療費(指定難病)支給認定の新規申請をした全ての人やその家族に、面接や電話にて療養相談を実施し、難病患者やその家族(以下「難病患者等」という。)が必要な支援につながるための調整や助言をしています。また、難病患者等が在宅療養に必要な情報を得ることができるよう、制度やサービスをまとめた「難病患者と家族のためのガイドブック(以下「ガイドブック」という。)」を作成し、令和4年度より新規申請受付の際等に配布しています。

療養上の支援ニーズが多岐にわたる神経・筋疾患の患者やその家族を中心に、訪問等の個別支援を実施しています。また、介護支援専門員等の援助技術向上を目的に、専門医を交えた学習会や事例検討会を実施しており、今後も支援の質を向上させる取組が必要です。

平成29年度から開催している難病対策地域協議会では、保健、医療、福祉及び就労等の関係機関との連携を図り、難病患者等の療養上の支援ニーズに関する課題を共有し、支援体制を検討しています。

小児慢性特定疾病児童等への支援については、平成27年度から、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業をNPO法人高知県難病団体連絡協議会に委託し、ピアカウンセリングや交流会開催による相談支援を実施していますが、引き続き事業の周知を図り、支援を必要とする人への支援を充実させていくことが必要です。

【今後の方向性】

- 難病患者等が必要な支援につながることや、個々の状況に応じた支援を受けられるためには関係機関との協力が不可欠です。情報共有を密に行い、サポート体制の充実を図ります。
- 保健、医療、福祉及び就労等多岐にわたるニーズに対して、最新情報の確認とガイドブックの配布窓口を増やして、必要な情報を容易に得られる環境整

備に取り組みます。

- 神経難病専門医による難病相談や学習会を実施することで、支援者の援助技術向上を図ります。
- 多職種、多機関の委員で構成する難病対策地域協議会で、課題を共有し、支援体制の充実に向けた検討をします。
- 小児慢性特定疾病については、関係機関とも連携し、相談支援に関する情報提供や疾病についての理解を深めるための周知啓発を強化していくとともに、相談支援体制の充実を図ります。

【事業等】

- 難病患者の療養相談、個別支援(健康増進課)
- 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(子育て給付課)

【指標・目標】

| 指標名 | 現状 | 目標 |
|-------------|-----|------|
| ガイドブック配布窓口数 | 3か所 | 12か所 |

(注)【指標・目標】の「現状」については、記載がない限り、令和4年度の実績を記載しています。

【障害児・者の歯科保健体制の充実】

【現状と課題】

本市では、本人や家族、関係者の歯科保健に関する意識の向上のために、口腔保健支援センターが、関係各課や関係機関と連携して啓発や支援を行っています。

幼児健診や学習会等を通じて、乳幼児期からの口腔衛生習慣の確立、予防的意識の向上、口の機能に応じた食べ方等について啓発しています。

また、必要に応じて実施している歯科訪問や相談では、個別の状況に応じた歯科治療へのつなぎや日常の口腔ケアの助言、食べ方支援等を行っています。

障がい等のある子どもの支援に関する調査(以下「子どもの支援に関する調査」という。)結果で、この1年に歯科検診を受けているものの割合は、18歳未満は85%、18歳以上は52%でした。

引き続き、乳幼児期からかかりつけ歯科医を持ち、定期的な受診を働きかけていく必要があります。

【今後の方向性】

- 口腔保健支援センターでは、障害のある子どもの乳幼児期からの歯科保健に関する支援を、関係各課や関係機関を通じて行います。
- 障害のある人や子どもが専門歯科医療機関のみでなく、身近な地域の歯科医療機関にも受診できるよう、口腔保健支援センターを中心にかかりつけ歯科医を持つ必要性の啓発や相談時の対応、歯科医療機関等との連携に取り組みます。

【事業等】

- 口腔保健支援センター(健康増進課)

【医療的ケア^{*}児及び重度の障害のある子どもとその家族への支援】

【現状と課題】

医療的ケア児及び重度の障害のある子どもやその家族への支援は、その心身の状況に応じ、各関係機関の切れ目ない支援体制の整備及び必要な措置を講ずることが必要です。そのため、本市では、令和元年度から「高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会」(以下、「支援検討会」という。)を設置し、当事者や支援者から幅広く意見を伺うことで、実態やニーズの把握と整理を進め、課題に取り組むことに努めています。

医療機関とは、NICU^{*}/GCU^{*}等から連絡を受けることや定期的にカンファレンスを行うことにより、医療的ケア児等の把握や早期支援に努めています。しかし、転入や途中で医療的ケアが必要になった児童に関しては把握が難しく、今後の課題となっています。

保育・教育の分野では、必要に応じて就園・就学に向け、早期からの相談を実施しています。就園・就学後は医療的ケア児通園支援事業や「高知市立学校における医療的ケア実施要綱」に基づく支援を実施し、支援が必要な子どもが適切なケアを受けながら、園や学校での生活を送ることができるよう努めています。

家族への支援については、令和元年度から高知市重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業^{*}を開始し、介護負担を軽減できるように取り組んでいます。また、医療的ケア児等コーディネーター^{*}養成研修を関係各課職員が受講し、令和4年度から子ども育成課を主な相談窓口として設置するなど、相談体制の充実を図っています。今後も引き続き、支援検討会や家族の会を通じてニーズを把握し、相談体制の整備を進めていく必要があります。

【今後の方向性】

- 「高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会」を継続し、各関係機関と連携して必要な支援を検討します。
- 医療機関との連絡や定期的なカンファレンスをより充実させ、医療的ケア児等の把握と早期支援に努めます。
- 医療的ケア児等の就園・就学の支援を継続します。
- 引き続き、医療的ケア児等の家族の介護負担の軽減に努めます。

【事業等】

- 高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会(子ども育成課・母子保健課・保育幼稚園課・障がい福祉課・教育研究所)
- 高知市重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業(障がい福祉課)
- 医療的ケア児通園支援事業(保育幼稚園課)
- 「高知市立学校における医療的ケア実施要綱」に基づく支援(教育研究所)
- 医療的ケア児等コーディネーターの機能を活かした支援体制の充実(子ども育成課・母子保健課・保育幼稚園課・障がい福祉課・教育研究所)

【指標・目標】

| 指標名 | 現状 R5(2023)年10月 | 目標 R8(2026)年度 |
|--|--------------------|------------------|
| 高知市重症心身障害児(者)等 在宅レスパイト事業 利用人数/利用延べ回数 | 9名/17回 | 12名/30回 |
| 高知県医療的ケア児等コ ーディネーター養成研修修了者 | 4名 | 9名 |

2 療育・保育・教育等における切れ目ない支援体制の充実

令和3年12月21日に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」においては、「こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しする」とこととされています。

これを踏まえ、本市では障害や医療的ケア等特別な支援が必要な子どもに対して、各関係機関と連携を図りながら、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進できるよう、子どもとその家族に対して切れ目のない一貫した支援を、早期から、身近な場所で提供する体制の構築を図る必要があります。

本市では、これまで特別な支援を必要とする子どもやその家族への支援に関する様々な事業に取り組んできました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は年々多様化しており、それに伴い子どもや家族のニーズも複雑化しています。また、支援機関も増えているため、情報の共有や支援の方向性の統一等の課題に引き続き対応する必要があります。

一貫した切れ目ない支援

0歳～

6歳～

12歳～

15歳～

18歳～

20歳～

保健

- 赤ちゃん誕生おめでとう訪問 (新生児・乳児全戸訪問)
- 乳児一般健康診査
- 新生児聴覚検査
- 予防接種等



- 1歳6か月児健診
- 3歳児健診

○育児相談(0歳～)・妊産婦・子育て相談 はぐくみ(妊娠期～乳幼児期)

【子ども発達支援センター】

- 発達相談
- 早期療育教室
- 親子通園施設「ひまわり園」等



保育所・幼稚園等

- 園庭開放・子育て相談
- 特別支援担当保育士の配置
- 医療的ケア児通園支援事業

○就学時健康診断(年長時)

【特別支援学校】

教育

【公立小・中・義務教育学校】

- 校内支援体制整備 (特別支援教育学校コーディネーター、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成等)
- 特別支援教育支援員の配置
- 「高知市立学校における医療的ケア実施要綱」に基づく支援

【特別支援学校】

- 特別支援学校進路相談会(高校2年時～)

- 放課後児童クラブ
- 放課後子供教室



【高等学校】

【大学・専門学校等】



就労

- 訓練等給付 (就労移行支援・就労定着支援 就労継続支援A型・B型・機能訓練 生活訓練・グループホーム・自立生活援助)

福祉

○障害児通所支援(児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援・放課後等デイサービス)

○手帳交付(身体・療育・精神)

○手当(障害児福祉手当・特別児童扶養手当・高知県重度心身障害児療育手当・児童扶養手当)

○心身障害者扶養共済制度

○特別障害者手当

○医療費(未熟児養育医療費・小児慢性特定疾病医療費・特定医療費(指定難病)・自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)・福祉医療)

○自立支援医療費(更生医療)

○地域生活支援事業(日中一時支援事業・移動支援事業・地域活動支援センター等)

○高知市重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業



○基幹相談支援センター・障害者相談センター・指定相談支援事業所

○サポートファイル

医療関係・その他

- 医療機関(訪問診療等含む)
- 高知県立療育福祉センター
- 高知県立精神保健福祉センター
- 高知県中央児童相談所
- 高知障害者就業・生活支援センター



【現状と課題】

子どもの成長過程や発達の特성에応じた適切な支援を一貫して行っていくためには、関係機関の連携が重要です。

本市では、本章2-2, 2-3, 2-4に記載している取組について、関係各課が情報共有と課題解決に向けた検討を行うため、定期及び随時に連絡会を開催しています。

また、成長過程に応じた一貫した支援のために、保護者と支援者が子どもの情報を共有できるツールとしてサポートファイルを配付しています。子どもの支援に関する調査では、就園・就学時や障害年金の申請時に役に立ったという意見があった一方で、記載に関する負担から活用していない、使い方が分からないという意見があったことから様式を見直すとともに、保護者と支援者の双方が、サポートファイルを十分に活用していくための啓発が必要となっています。

子どもの成長や発達に関する各相談窓口や情報については、「ふくふくまっぴ」等の情報誌の改訂やホームページやSNSへの掲載を行い、分かりやすい情報の周知に努めています。

【今後の方向性】

- 関係機関が連携し、乳幼児期の発達支援を継続して行っていきます。
- 障害福祉サービスの更なる充実に向けて、基幹相談支援センターを中心に、指定障害児相談支援事業所、障害者相談センター、障害児通所支援事業所との連携体制を更に強化します。
- 支援に携わる保育所等や学校、事業所や医療機関等関係機関の連携を図るとともに、校種間の切れ目ない支援に努めます。具体的には就学前の相談で、サポートファイルや個別の移行支援計画等で引継ぎを行います。
- サポートファイルについては、保護者の記載の負担を減らすため、各種制度申請に必要な情報の項目の追加や、記載が簡便になるよう様式を改訂します。

【事業等】

- 関係機関の連携(子ども育成課・母子保健課・保育幼稚園課・障がい福祉課・教育研究所)
- 基幹相談支援センター(障がい福祉課)
- サポートファイルの改訂(子ども育成課・母子保健課・保育幼稚園課・障がい福祉課・教育研究所)

2-2 早期発見・早期療育システムの充実

【現状と課題】

乳幼児健診は、子どもの成長発達を確認する大切な機会となっており、早期に障害を発見し、治療や成長過程に応じた適切な支援へとつなげていくことが必要です。乳児健診は個別に医療機関で実施しており、平成28年度からは新生児聴覚検査を全額公費負担で実施しています。難聴が発見された場合には、医療機関や療育機関と連携し、早期療育につながる支援体制を整えています。

幼児健診(1歳6か月児健診・3歳児健診)は、集団健診として実施していますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による受診控えや健診の中止により受診率は低下傾向にあります。3歳児健診では、平成31年度から弱視の早期発見・早期治療につなげることを目的にSVS(スポット・ビジョン・スクリーナー)を導入し、検査精度を高くすることで、弱視の可能性のある子どもを精密検査につなぐよう努めています。今後は、受診率を向上させ、早期発見・早期療育の機会を拡大していく必要があります。

また、幼児健診で発達面でのフォローが必要となった子どもには、早期療育教室等で発達支援を行い、保育所等や学校、福祉等とも連携し、継続して適切な支援を受けることができるよう取り組んでいます。

【今後の方向性】

- 新生児聴覚検査や乳幼児健診等のスクリーニングによる早期発見を行い、フォローが必要になった子どもとその家族に対して、必要な機関等につながるよう支援していきます。
- 早期発見・早期療育に向けて、1歳6か月児健診と3歳児健診の受診機会を確保するため、保育所等との連携、幼児健診受診促進事業を活用した受診勧奨を行います。
- 幼児健診で発達面でのフォローが必要となった子どもは、子ども発達支援センターや医療機関等の紹介を行い、早期の支援につなぎます。
- 子ども発達支援センターの早期療育教室や親子通園施設ひまわり園の事業を通して、早期療育に対する理解の促進や、発達に心配のある子どもと保護者に対しての相談・発達支援を継続して行います。

- 発達支援が必要な子どもは、子ども発達支援センターの支援を通して、児童発達支援サービス等へのスムーズな移行をめざします。

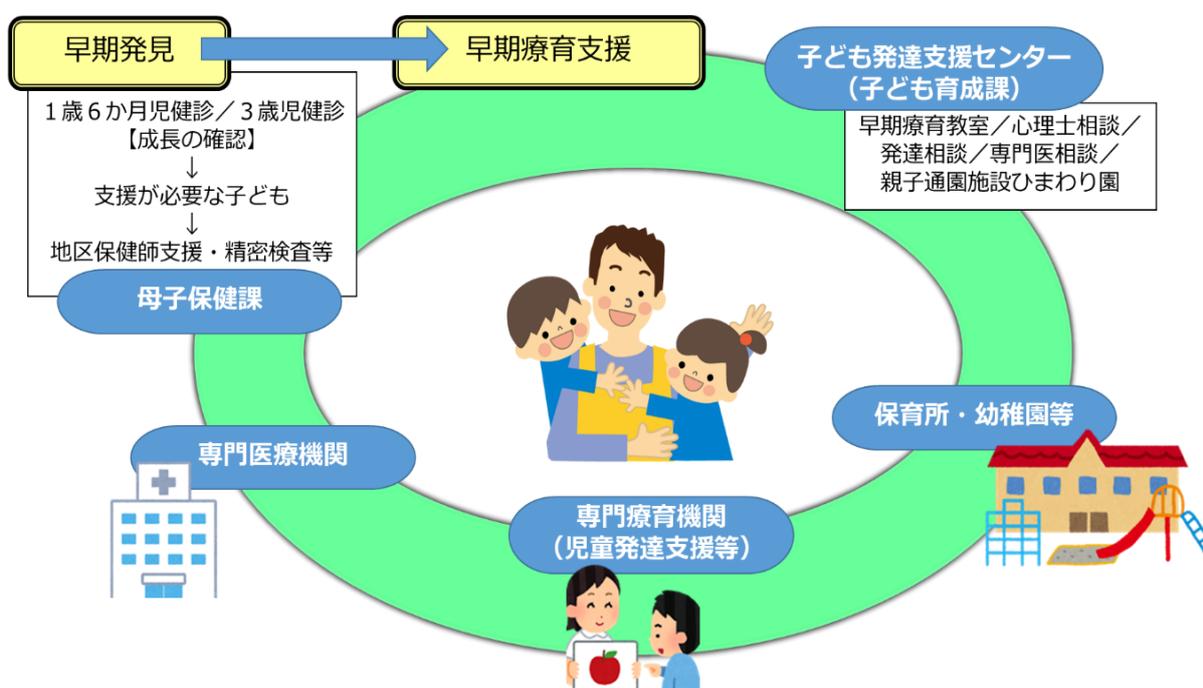
【事業等】

- 新生児聴覚検査・乳児健診(母子保健課)
- 1歳6か月児健診・3歳児健診(母子保健課)
- 早期療育教室(子ども育成課)
- 専門医相談(子ども育成課)
- 心理士相談(子ども育成課)
- 親子通園施設ひまわり園(子ども育成課)

【指標・目標】

| 指標 | 現状 R4年度 | 目標 R8年度 |
|---------------------|------------|------------|
| 1歳6か月児健診精密検査受診率(身体) | 78.4% | 85% |
| (精神) | 50% | 60% |
| 3歳児健診精密検査受診率(身体) | 77.8% | 85% |
| (精神) | 61.1% | 70% |

早期発見・早期療育支援体制



2-3 就学前の子どもの支援の充実

【現状と課題】

保育所等における特別な支援を必要とする子どもへの支援体制需要は高まっており、児童発達支援事業所及び利用者ともに年々増加しています。それぞれの子どものニーズに合った支援を提供するために、さらに支援者の質の向上と、各関係機関の連携が必要です。

【今後の方向性】

- 特別支援保育に関する相談支援や研修を通して、保育の質の向上に努めます。
- 特別な支援が必要な子どもには、特別支援担当保育士の配置を行い、支援体制を整えます。
- 特別な支援が必要な年長児の就学相談を実施し、就学に関する情報提供を行うとともに、適切な学びの場や合理的配慮について検討します。
- 基幹相談支援センターを中心に、指定障害児相談支援事業所、障害者相談センター、児童発達支援事業所の連携体制づくりに努めます。
- 障害児通所支援事業所が、関係機関との連携を深めながら質の高いサービスが提供できるよう、事業所職員を対象とした研修を実施します。

【事業等】

- 特別支援担当保育士・特別支援加配保育士の配置(保育幼稚園課)
- 特別支援巡回相談等、特別支援保育に関する相談支援(保育幼稚園課)
- 特別支援保育に関する研修会(保育幼稚園課)
- 就学相談(教育研究所)
- 就学への移行支援(教育研究所)
- 基幹相談支援センター(障がい福祉課)
- 障害児通所給付(障がい福祉課)
- 児童発達管理責任者検討会の立上げ(障がい福祉課)

2-4 就学期の子どもの支援の充実

【現状と課題】

小学校、中学校、義務教育学校等においては、発達障害等の特性のある子どもの相談が多く、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する子どもが増加傾向にあります。特別支援学級や通級による指導において、適切な支援や自立活動を行うため、引き続き教員の専門性の向上を図る必要があります。また、インクルーシブ教育システムの推進に向け、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な子どもへの合理的配慮の提供については、教員間の情報共有や連携の下取り組んでいく必要があります。学校・福祉・医療等が連携を行い、情報共有を行うことで適切な支援につなげていきます。

放課後児童クラブでは、特別な支援を必要とする子どもを支援するため、必要に応じた支援員を配置し、研修等を通じて過ごしやすい環境を工夫しています。

放課後や長期休暇時に利用できる福祉サービスにおいては、支援内容の充実や事業所職員の資質向上、福祉サービス事業所間の連携が求められています。また、卒業後の進路では大きく環境が変わるため、先を見据えたきめ細やかな支援が求められます。地域の中で自分らしさを発揮しながら過ごせる居場所の充実も必要です。

【今後の方向性】

- 保育所等と連携し、「個別移行支援計画」を基に、就学先への引継ぎの充実に取り組みます。
- 特別な支援を必要とする子どもに対して、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、合理的配慮の提供に努めます。
- 管理職及び若年教職員研修及び、新任特別支援学級担任研修、特別支援教育学校コーディネーター研修等の実施により、障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を高める取組を推進します。
- インクルーシブ教育システムの推進に向け、全ての学級に特別な支援が必要な子どもが在籍することを前提にした授業づくりや、多様性を尊重した学級経営の視点を含めた研修に取り組みます。

- 特別支援教育スーパーバイザーが、要請等のあった小・中・義務教育学校等の知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級に出向き、授業づくりや学級経営、合理的配慮の提供等についての指導及び助言を行い、教員の専門性の向上に努めます。また、市内全ての小中学校等に訪問し、学校長のリーダーシップによる組織的な特別支援教育の推進に向けた協議を行います。
- 通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする子どもへの教育相談を実施し、適切な学びの場の検討や通常の学級での合理的配慮について助言を行います。
- 校種間の引継ぎを実施し、切れ目ない支援に努めます。
- 放課後児童クラブでは、子どもの特性を深く理解し、適切な支援が行えるよう、研修や相談を通じて、支援員の資質向上をめざします。
- 障害児通所支援事業所が、関係機関との連携を深めながら質の高いサービスが提供できるよう、事業所職員を対象とした研修を実施します。

【事業等】

- 教育相談・就学相談(教育研究所)
- 高知市立学校教職員研修(教育研究所)
- 特別支援学校※、特別支援学級、通級による指導(教育研究所)
- 特別支援教育支援員※配置事業(学校教育課)
- 特別支援学級サポート事業(教育研究所)
- 特別支援教育相談充実事業(教育研究所)
- 放課後児童クラブ(子ども育成課)
- 基幹相談支援センター(障がい福祉課)
- 障害児通所給付(障がい福祉課)
- 日中一時支援事業(障がい福祉課)
- 短期入所事業(障がい福祉課)
- 特別支援学校進路相談会(障がい福祉課)
- 就労アセスメント※(障がい福祉課)
- 自立支援協議会・相談支援検討会(障がい福祉課)
- 自立支援協議会・児童発達管理責任者検討会の立上げ(障がい福祉課)

【指標・目標】

| 指標 | 現状 R5(2023)年 | 目標 R8(2026)年度 |
|--|--------------------------|------------------|
| 通常の学級に在籍している児童生徒のうち、「個別の教育支援計画」の作成を必要とする児童生徒の作成率 | 小学校等 98.5% 中学校等 98.7% | 100% |
| 通常の学級に在籍している児童生徒のうち、「個別の指導計画」の作成を必要とする児童生徒の作成率 | 小学校等 87.0% 中学校等 89.3% | 90% |

※ 小学校等は小学校に義務教育学校前期課程を含めます。中学校等は中学校に義務教育学校後期課程を含めます。

3 地域生活支援の充実

～住み慣れた地域で人とのつながりを

大切にして暮らせるために～

障害のある人や子どもが生活に必要なサービスを利用しながら、地域社会の一員として住み慣れた地域で自分らしい生活を営むことができるような基盤を整備します。

3-1 相談支援体制の充実

重点施策

【現状と課題】

近年では障害の重度化, 家庭における複合的課題, 医療的ケアや強度行動障害等のある人への適切な支援のため, 相談支援の専門性を高めていく必要があります。また, 障害のある人やその家族の多様なニーズに対応できるケアマネジメント力のほか, 多機関との分野横断的なネットワークの構築や連携ができる人材が求められています。

本市では, 障害者相談センター・指定相談支援事業所・基幹相談支援センターの3層の相談支援機関での業務のほか, 障害分野以外の関係機関とも連携を深め, 包括的相談支援体制の強化に努めてきました。

相談支援検討会では相談支援専門員の質向上に向けた勉強会や事例検討会の開催, 多機関連携を促進するため意見交換会の場を設けてきました。

引き続き, 相談支援の中核機関である基幹相談支援センターと関係機関との連携を深め, 人材育成を図りながら個別ケースへの支援力向上と地域課題解決への取組を推進し, 相談支援体制の充実に取り組む必要があります。

【今後の方向性】

- 障害のある人やその家族が相談できる窓口について周知するとともに, 関係機関との連携を強化します。
- 主任相談支援専門員をはじめとする質の高いケアマネジメントが提供できる人材の育成のため, 研修の企画・運営を行います。
- 相談支援検討会で取り組んでいる研修会・意見交換会を継続し, 相談支援専門員の質向上や多機関との連携強化のための取組を強化します。

【事業等】

- 基幹相談支援センター(障がい福祉課)
- 障害者相談センター・指定相談支援事業所(障がい福祉課)
- 自立支援協議会・相談支援検討会(障がい福祉課)
- 精神保健福祉相談(健康増進課)

【指標・目標】

| 指標名 | 現状 | 目標 |
|---|------|------|
| 相談支援事業所事務連絡会年間開催回数 | 5回 | 6回 |
| 相談支援検討会年間開催回数 | 12回 | 12回 |
| 相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 (基幹相談支援センターによる同行訪問・担当者会議・助言等) | 432件 | 400件 |
| 高知市内の主任相談支援専門員数 | 5名 | 8名 |
| 相談支援事業者の質向上に関する研修会の年間開催回数 | 1回 | 3回 |
| 多機関連携を推進するための意見交換会の年間開催回数 | 2回 | 3回 |

高知市の相談支援体制

基幹相談支援センター設置

障害者相談支援事業

- 4地域に障害者相談センター（委託）
- 地域の総合相談窓口

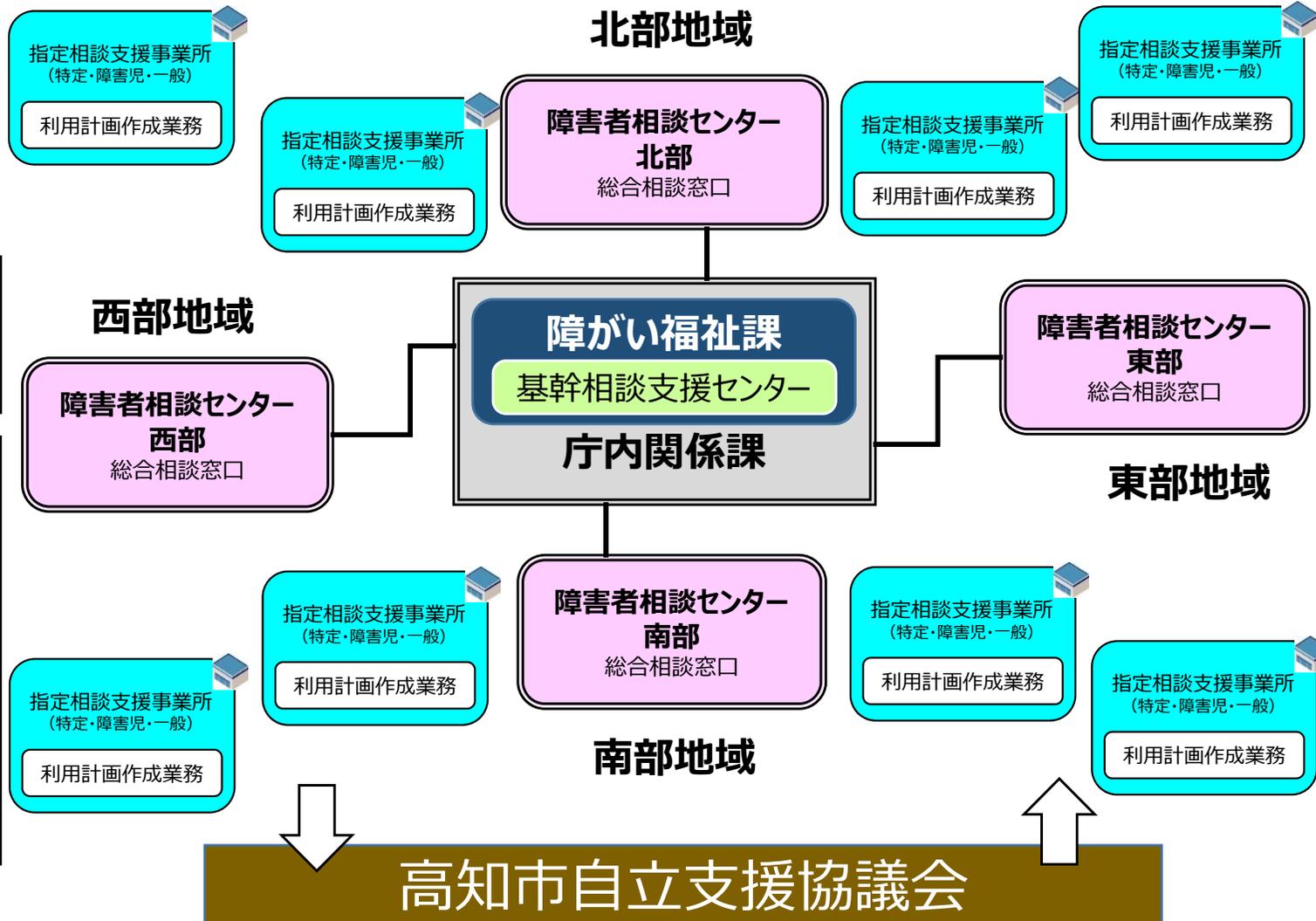
指定相談支援事業所

- R5.10現在39事業所
- サービス利用者の計画作成業務

【開設】基幹相談支援センター

（平成31年度障がい福祉課直営）

- 重点① 地域の相談支援体制の強化（人材育成・困難ケース支援）
- 重点② 地域ネットワークの構築
- 重点③ 自立支援協議会・各検討会の事務局
- 権利擁護/虐待防止センター
- 地域移行・地域定着
- その他



3-2 地域生活支援サービスの基盤整備

重点施策

【現状と課題】

前計画期間において、障害の「重度化・高齢化」、「親亡き後」等の課題に対するサービスとして、24時間の支援体制があり、短期入所を併設する日中サービス支援型共同生活援助事業所の整備を目標に掲げました。現在、4事業所(定員75名)を指定し、自立支援協議会で年1回、事業所の運営状況の評価を実施しています。

本市では、就労継続支援B型や障害児通所支援の指定事業所は増加している一方、医療的ケアや強度行動障害等のある人を支えるサービスについては、通所・入所サービスとも指定事業所が依然として少ない状況にあります。その要因としては、「人材の確保」や「環境整備」、「収支の安定性」等が挙げられますが、いずれも改善する難しさがあります。

障がいのある人の支援に関する調査では、「在宅サービスの充実」や「グループホームや入所施設の充実」を望む声が多く聞かれており、今後も多様なニーズに対応した事業所をバランスよく整備するとともに、サービスの質の向上への取組が求められます。

【今後の方向性】

- 自立支援協議会を中心に地域生活支援拠点の協議を行い、多様なニーズに応じ、入所や在宅を問わず全ての地域生活支援サービスの質の向上、連携体制を強化します。特に医療的ケア・重症心身障害・強度行動障害のある人を主対象とするサービスと、短期入所を併設する日中サービス支援型共同生活援助については、社会福祉施設等施設整備補助金の活用により優先的に整備します。
- 特に支援の困難さが指摘されている強度行動障害のある人への支援に関する課題分析を行い、関係機関の方々とサービス提供体制の確保に関する検討を行います。
- 事業所に対し、サービス管理責任者等の人材育成の法定研修の受講勧奨を行うとともに、市では自立支援協議会各検討会において、質の向上や連携強化につながる研修会を開催します。
- 障害のある人が適切なサービスを選択できるよう、インターネットで事業所

の情報公表制度(WAMNET)が運用されており,引き続き情報公表に努めます。

- 各事業所において利用者等の苦情窓口の周知を図り,必要時に相談できる体制を整備するとともに,適正な運営がなされるよう,事業所に対し定期的な実地指導を実施します。

【事業等】

- 介護給付/訓練等給付/障害児通所給付/地域生活支援事業(障がい福祉課)
- 自立支援協議会(障がい福祉課)
- 社会福祉施設等施設整備補助金(障がい福祉課)
- 障害福祉サービスに係る苦情相談窓口(各事業所・障がい福祉課)
- 指定障害福祉サービス事業者等に係る実地指導(指導監査課)

【指標・目標】

| 指標名 | 現状 | 目標 |
|-----------------------|-----|-------|
| 自立支援協議会の年間開催回数 | 4回 | 4回 |
| 日中サービス支援型共同生活援助の事業所数 | 4か所 | 6か所以上 |
| WAMNET, Licoネット※などの運用 | 実施 | 実施 |

3-3 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

重点施策

【現状と課題】

本市では「誰もが地域で当たり前に暮らすことのできる高知市」をめざして、精神科病院からの地域移行支援を平成27年度から開始し、入院を契機とした支援の仕組みは一定確立してきました。

一方で、地域移行支援の対象となる人の中には、入院前に精神疾患が疑われるが未治療だった人や精神科医療を中断し精神症状が悪化した人もおり、精神科医療へのアクセスに課題があることが分かりました。

また、令和5年度に実施した「障がいのある人の支援に関する調査」では、精神障害者保健福祉手帳を所持している回答者の40%が、今後優先的に進めていくべき対策として「障害の理解啓発の推進」を挙げていました。精神疾患等に関する正しい知識やメンタルヘルスに関する相談窓口等を周知啓発し、地域住民の理解を深めるような取組が必要です。

引き続き、保健、医療及び福祉等が協働し、加えて家族、地域住民を巻き込んで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。

【今後の方向性】

- 精神障害者地域移行支援者会議には、ピアサポーターをはじめ、必要に応じて地域の関係者に出席してもらい、地域で安心して暮らすためのネットワークを作ります。
- ピアサポーターが今まで以上にその専門性を発揮できるように、入院患者に向けた退院意欲喚起プログラムの開催を積極的に行い、ピアサポーターの活躍の場を拡大していきます。
- 地域移行支援・地域定着支援に加えて、精神障害者や精神障害が疑われる人が地域で安心してその人らしく暮らすことができるように、多職種によるアウトリーチ支援に取り組んでいきます。
- 精神障害やメンタルヘルスの正しい知識を普及啓発し、地域住民の障害理解を深めるため、心のサポーター養成研修を実施します。

【事業等】

- 精神保健福祉相談(健康増進課)
- 精神障害者地域移行促進事業(健康増進課)
- 地域移行・地域定着支援(障がい福祉課)
- 高知市ピアサポーター育成(健康増進課)
- 精神障害者アウトリーチ支援事業(健康増進課)
- 心のサポーター養成研修(健康増進課)

【指標・目標】

| 指標名 | 現状 | 目標 |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 協議の場の年間開催回数 | 7回 | 7回 |
| 地域移行支援個別給付数 (精神のみ) | 53件 (令和2から4年度 までの累計) | 60件 (令和6から8年度までの 累計) |
| 精神障害者アウトリーチ支 援事業の新規利用者数 | — | 90件 (令和6から8年度までの 累計) |
| 心のサポーター認定者数 | 45人 (令和5年度) | 600人 (令和8年度までの累計) |

3-4 社会参加・いきがいつくりの促進

【現状と課題】

本市では、障害のある人が様々なかたちで社会参加ができ、地域で役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるような地域社会をめざしています。

外出に支援を要する人に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動のための外出等を目的とした移動支援事業を実施し、視覚障害者生活訓練においては、福祉機器の操作や活用方法の支援や個々のニーズに応じた歩行訓練を実施しており、引き続き障害のある人のニーズに応じた支援を実施する必要があります。

社会参加促進事業では、文化的な素養を高めることや学習、人と交流する機会づくり等を目的として、IT講習や自動車運転準備講座など、様々な社会参加やいきがいつくりに通じる講座の開催、地域活動支援センターでは、創作活動や生産活動、利用者が自由に集い交流することができるサロン活動等を行っています。

スポーツに関しては、本市の障害者スポーツ活動推進事業であるカヌー体験教室や高知県立障害者スポーツセンターで開催されている各種スポーツ教室への参加等を通じて、スポーツ施設の利用が障害種別にかかわらず広がってきています。

【今後の方向性】

- 各種サービスや各種助成等により外出の促進を図ります。また、障害のある人が希望に応じたスポーツや文化活動に参加することで自己実現やいきがいつくりにつながるよう参加しやすい環境づくりに努めます。
- オーテピア高知声と点字の図書館では、視覚障害、高齢、病気、その他の障害等で活字図書の利用が困難な人のために、点字図書、録音図書、マルチメディア大文字図書などの障害のある人が読めるように配慮された図書の提供や対面音訳サービス等、読書や情報へのアクセスに障害のある人の読書・情報環境の充実を図り、生涯学習や社会参加の促進など、いきがいつくりに取り組みます。

【事業等】

- 移動支援事業/社会参加促進事業/地域活動支援センター事業(障がい福祉課)
- 障害者スポーツ教室の開催(スポーツ振興課・高知県立障害者スポーツセンターとの共催)
- スポーツ施設整備事業, スポーツ施設使用料の減免(スポーツ振興課)
- 点字図書, 録音図書, マルチメディアデージー図書等の製作・貸出, 読書が困難な人への読書・情報支援, 点訳・音訳ボランティア等の養成(声と点字の図書館)

【指標・目標】

| 指標名 | 現状 | 目標 |
|----------------|-----|-----|
| 地域活動支援センター数 | 7か所 | 7か所 |
| 障害者IT講習会年間開催回数 | 14回 | 14回 |

3-5 権利擁護の推進

【現状と課題】

本市では障害のある人が、その人らしく主体的に安心して生活できるよう権利擁護を推進しています。障害者虐待防止センターを設置し、虐待の早期発見や虐待防止に向けて取り組んでおり、虐待の相談・通報件数は増加傾向にあります。

また、令和4年度から障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の設置や、従業者への虐待防止のための研修の実施等が義務化されました。虐待の相談・通報は事業所の従事者によるものが多い一方、本人・家族・地域住民等からの件数は少ない状況であり、事業所内での虐待防止に向けた取組の推進や、市民も対象とした障害のある人の権利擁護に関する周知・啓発が必要です。

本人の意思を尊重した支援を行う成年後見制度について、令和4年に「高知市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、権利擁護支援に関する相談窓口である中核機関を高知市社会福祉協議会へ委託し、取組を進めています。

障がいのある人の支援に関する調査からは「成年後見制度を知っているか」との設問に対し、「大体知っていた」と回答した割合が31%から27%へ減少しており、制度の周知が進んでいない可能性が示唆されました。そのため、中核機関と連携しながら更なる啓発活動が必要です。

【今後の方向性】

- 障害者虐待の予防、早期発見及び支援を行うよう、障害者虐待防止センターの運営を継続します。
- 障害福祉サービス事業所等の虐待防止に係る取組を推進するため、研修会等を開催します。
- 障害者虐待防止について市民の理解・啓発を目的とした研修会を開催します。
- 障害福祉サービス事業所等に対し、実地指導等を通じて、当該事業所等の虐待防止に係る取組状況の確認や啓発等に努めます。
- 高齢部門と連携し、高知市高齢者・障害者虐待予防ネットワーク会議を合同開催し、複合的課題を抱える虐待の背景を多角的な視点から検討し、関係機関との連携を深め、早期発見・早期対応のできる体制づくりをめざします。
- 成年後見制度利用促進計画に基づいた事業を継続します。

【事業等】

- 障害者虐待防止センター(障がい福祉課)
- 指定障害福祉サービス事業者等に係る実地指導(指導監査課)
- 高齢者・障害者虐待予防ネットワーク会議(障がい福祉課・基幹型地域包括支援センター)
- 成年後見制度利用支援事業(障がい福祉課・健康増進課)
- 中核機関/高知市成年後見サポートセンター/日常生活自立支援事業(高知市社会福祉協議会)

【指標・目標】

| 指標名 | 現状 | 目標 |
|---------------------------------|----------------|----------------|
| 事業所を対象とした障害者虐待予防研修の年間開催回数 | 1回 | 1回 |
| 市民を対象とした講演会や広報誌等による啓発活動の実施 | なし | あり |
| 高齢者・障害者虐待予防ネットワーク会議の年間開催回数 | 4回 | 4回 |
| 障がいのある人の支援に関する調査における成年後見制度の認知割合 | 27% (令和5年度) | 35% (令和8年度) |

4 多様な雇用と就労の促進

～自己の能力を最大限に発揮し、自立した生活をめざすために～

障害のある人が自立した生活を実現するため、働く場を確保することは重要です。

障害のある人が、個人の能力や適性に応じた就労先・働き方について、より良い選択ができるよう支援します。また、就労が定着するよう就労支援に関わる関係機関が連携を強化できる支援体制づくりを検討します。

4-1 適性に応じた就労と職場定着への支援

重点施策

【現状と課題】

本市では、関係機関の方々に構成される就労検討会を開催し、就労支援事業所が抱える課題を解決できる体制を検討してきました。

その中で、就労を続けるための基盤となる生活面の課題を有する人への支援が成長促進や職場定着につながるものと考え、関係機関との事例検討会や勉強会を実施してきました。

また、障がいのある人の支援に関する調査では支援の質の向上と関係機関との連携強化が求められ、障害のある人と関わりのある就労の関係機関に対し、障害の正しい理解啓発の推進の必要性も挙がりました。

農福連携の取組では、令和元年度に農業と福祉の関係機関による「高知市農福連携研究会」が発足し、仕組みや連携体制について協議を重ね、農作業体験会も開催しながら就農事例を積み重ねてきました。さらに促進するためには、農福の相互理解への取組を継続する必要性があり、障害への理解啓発の働きかけは、農業以外の企業等への就労をより広げることにも応用できるものと考えます。

【今後の方向性】

- 就労検討会が中心となり、就労支援事業所職員を対象に、質向上と連携強化を目的とした事例検討会や相談支援検討会との合同研修会、特別支援学校の教員等との意見交換会を引き続き実施します。
- 就労支援事業所を核とし、生活面の支援に特化した勉強会等を定期的で開催し、関係機関と連携した支援体制づくりを推進します。
- 一般企業等へ雇用された障害のある人に対し、職場定着のため企業等との連絡調整や課題解決に向けた支援を提供する就労定着支援サービスの利用の拡大を図ります。
- 工賃向上も引き続き重要であるため、本市による障害者就労施設等優先調達の取組を推進するとともに、企業等の関係機関との勉強会を通じ、事業所の生産活動収入の拡大に取り組みます。
- 「高知市農福連携研究会」を中心に、農業・福祉それぞれのニーズや課題の把握に努めながら体制づくりを検討し、就農事例を増やす取組を継続します。

【事業等】

- 自立支援協議会・就労検討会(障がい福祉課)
- 訓練等給付(障がい福祉課)
- 障害者就労施設等優先調達による発注(障がい福祉課)
- 高知市農福連携研究会(障がい福祉課)

【指標・目標】

| 指標名 | 現状 | 目標 |
|---------------------------|----------------|-----|
| 就労検討会の年間開催回数 | 10回 (令和4年度) | 12回 |
| 就労支援事業所対象の研修会の年間開催回数 | 3回 | 3回 |
| 農福連携事例累積数 (農福連携研究会把握数) | 45例 (令和4年度) | 70例 |

4-2 障害者雇用に関する企業等への理解の促進

【現状と課題】

就労検討会では、障害者雇用の拡大に取り組んでいる企業との勉強会や意見交換会を定期的で開催し、障害者雇用の現状や課題について理解の促進を図ってきました。勉強会や意見交換会では、障害のある人を雇用したいと考えているが業務内容の選定の難しさや、職場内でのコミュニケーションの不安から雇用に至っていない企業があることが分かりました。

障害者雇用を進めていくためには、障害特性の理解を深め、事業主が雇用に向きになる意識を醸成することが重要と考えます。今後も引き続き、企業との勉強会等を定期開催し障害者雇用の促進に向けて取組を続けることが必要です。

また、障害のある人が働き続けられるよう、就労後の支援体制の充実を図ることも求められます。

【今後の方向性】

- 企業等と就労支援事業所との事例を通じた研修会を開催し、障害のある人への理解を深め雇用促進につながるよう取り組みます。
- 就労定着支援の利用を通じて、障害特性の理解を促進し、さらに就労後の課題が解決できるよう、支援体制づくりを検討します。

【事業等】

- 自立支援協議会・就労検討会(障がい福祉課)
- 訓練等給付(障がい福祉課)

【指標・目標】

| 指標名 | 現状 | 目標 |
|------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 就労検討会の年間開催回数【再掲】 | 11回 | 12回 |
| 就労定着支援の支給決定数 | ○人 <small>障害福祉計画策定後記入</small> | ○人 <small>障害福祉計画策定後記入</small> |

5 啓発の充実

～ともに理解し，互いに支え合うために～

地域共生社会の実現のためには，市民が互いに理解・尊重し，支え合うことができる地域が求められています。そのために各施策を推進し，障害の理解を深めることができるよう，啓発を行います。

5-1 地域共生社会の理解促進

【現状と課題】

少子高齢化, 世帯が抱える課題の多様化・複雑化が進んでいる中, これまでの対象者ごとの支援の仕組みでは課題の解決が困難となっています。

「地域共生社会」の実現に向けては, 地域の関係団体・事業者や住民, 行政等が「つながる」ことにより協力し, 「支える側」「支えられる側」という関係を超え, みんなでみんなを支え合うことが大切であり, 地域福祉の推進は欠かせないものです。

だれもが安心して暮らすことのできるまちを実現するためには, 「自助」, 「互助」, 「公助」の3つの“助”を重層的に組み合わせ実践していくことが大切です。

【今後の方向性】

- 地域福祉を推進していくために, 社会のあらゆる構成主体が福祉の担い手として, それぞれの役割を果たしていく中で, 福祉について考え, 理解を深めるための学習の機会づくりに取り組みます。
- 地域福祉活動への関心を高めるために, 困っている人がいたら『ほおっちょけん』の気持ちと, 困ったときには「助けて」と言える『おたがいさま』の住民意識の啓発を, 様々な機会を活用して行います。

【事業等】

- 出前講座(地域共生社会推進課)
- ほおっちょけん学習の実施(高知市社会福祉協議会)

5-2 障害への正しい理解と偏見・差別の解消

【現状と課題】

本市では、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向け、令和元年に「高知市人権尊重のまちづくり条例」を施行、令和3年に「高知市人権施策推進基本計画」を策定し、あらゆる人権課題の解決に向けて総合的に取り組むこととしています。

国が示した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」では、障害のある子どもとの交流教育をはじめ、教育活動全体を通じて、障害のある人に対する理解、社会的支援や介護・福祉等の課題に関する理解を深める教育を推進していくことが大切としています。

学校教育では、人権教育の一環として年間計画に位置付けた取組が行われており、各学校の実態に合わせ、特別支援学級との「交流及び共同学習」や障害理解のための学習を行っています。また、高知県立特別支援学校の居住地校交流実践充実事業として、特別支援学校の児童生徒と居住地の小・中・義務教育学校との交流も行っています。こうした取組を通して、児童生徒の障害者の人権に対する意識の向上が図られていますが、さらに、行動化につながるよう、系統的な年間計画の工夫や、教材の提供等に取り組むことが必要です。

平成28年に「障害者差別解消法」が施行されたことに伴い、本市では「高知市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定しました。また、法改正により令和6年4月からは事業者においても合理的配慮の提供が義務化されることを受け、共生社会の一層の推進が期待されます。

その他、市民向けの活動として、広報「あかるいまち」や広報啓発誌「こうちノーマライゼーション※」の発行及び周知を行い、障害への理解及び啓発を行っています。

【今後の方向性】

- 「高知市人権施策推進基本計画」に基づき、具体的な取組を行います。
- 広報紙やふれあい体験学習、手話の出前講座等の様々な機会を通じて、幼少期から障害への正しい理解を進めます。
- 特別支援学級や特別支援学校との交流及び共同学習を通じて、発達段階に合わせた障害への理解を深める学習に、系統的に取り組めます。また、人権

学習を通じて障害者の人権を守るための意識を高め、実践的行動力の育成につながるよう、各校で作成された年間計画に基づき、外部講師の派遣や教材の収集・提供等に取り組みます。

- 本市で養成したピアサポーター等の精神障害当事者が、学校へ出向いて体験談を話す等啓発の機会を増やしたり、市民が精神障害について正しく理解することを進めます。

【事業等】

- 「高知市人権施策推進基本計画」の推進(人権同和・男女共同参画課)
- 地区人権啓発推進委員会の活動への支援(人権同和・男女共同参画課)
- ふれあい体験学習(障がい福祉課)
- 手話の出前講座(障がい福祉課)
- 障害や障害のある子ども(人)に対する理解を深める教育の推進(人権・こども支援課・教育研究所)
- 心のサポーター養成研修(健康増進課)

【指標・目標】

| 指標名 | 現状 | 目標 |
|--------------|------|------|
| ふれあい体験学習開催回数 | 150回 | 150回 |
| 手話の出前講座開催回数 | 10回 | 10回 |

6 生活・社会環境の充実と安心安全のしくみづくり ～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるために～

障害のある人の活動範囲を広げ、社会参加を促進するために、生活環境や社会環境のバリアフリー化を進めることが必要です。一方、大規模な災害への備えも重要であり、障害のある人や市民が主体的に活動できるよう、施策を実施します。

6-1 住居，交通，まちづくり，情報に関するバリアフリーの推進

【住居，交通，まちづくり】

【現状と課題】

本市では，日常生活で介護を必要とする身体障害児者が，自宅を改造する場合に費用の一部を助成する制度や，車いす世帯向けの市営住宅を建設しています。また，平成29年4月に住宅確保要配慮者^{*}に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)が改正され，障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録制度が始まりました。

交通に関しては，「高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法 平成12年施行)」に基づき，平成15年4月に高知市交通バリアフリー基本構想を策定しています。

また，平成16年度に策定した高知市交通バリアフリー道路特定事業計画では，令和5年度末までの整備進捗率が98.8%と一定の成果が得られています。具体的には，主に視覚障害者誘導用ブロック(視覚障害者誘導シート)の設置や歩道整備等を行っています。

一定の要件を満たす公共的施設(特定施設)について，「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」(以下「ひとまち条例」という。)に基づき，配慮が必要と想定される場所ごとに整備内容を審査し，誰もが安全かつ快適に利用することができるよう指導及び助言を行っています。

公園整備については，平成25年に「高知市高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を策定し，700以上の公園のうち，令和元年度末時点で66公園，70か所のトイレのバリアフリー化を行い，通路の拡幅やスロープの設置等にも取り組んでいます。

【今後の方向性】

- 障害のある人が在宅生活を長く続けられるよう，引き続き住環境の整備を進めます。また，障害のある人が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるようにするため，セーフティネット住宅の登録を促進するとともに，高知県居住支援協議会の取組に参画しながら居住支援の充実を図ります。

- バリアフリー新法^{*}では、基本構想を策定できることとなっていますが、旧法に基づく高知市交通バリアフリー道路特定事業計画による道路整備を優先的に進めていく必要があり、新法に基づく基本構想については、整備状況を見ながら検討します。高知市交通バリアフリー道路特定事業計画の早期完了に向けて、今後も地元調整や予算確保に努め、快適かつ安全な移動が確保できるよう進めます。
- 人にやさしいまちづくりについて、特定施設の整備が適正に行われるよう、今後は、事業者への条例の主旨の周知や計画段階での事前協議を行う等の普及・啓発に努めます。
- 公園整備については、国土交通省が創設した「公園施設長寿命化整備事業」等を活用して、計画策定の調査等で改善が必要と判断された施設について、順次バリアフリー化を前提とした改修工事を実施します。

【事業等】

- 公営住宅制度(特定目的住宅)(住宅政策課)
- 住宅改造助成事業(障がい福祉課)
- 住宅セーフティネット制度(住宅政策課)
- 高知市交通バリアフリー基本構想(都市計画課)
- 高知市交通バリアフリー道路特定事業(道路整備課)
- 街路整備事業(道路整備課)
- ひとまち条例に基づく審査(障がい福祉課)
- 公園施設長寿命化整備事業(みどり課)
- 公園遊園整備改良事業(みどり課)

【情報】

【現状と課題】

情報を入手することが困難な方が、必要な時に必要な情報を得ることができるよう手話通訳者[※]の派遣や磁気テープ[※]の貸出し、補装具[※]や日常生活用具の給付等を行っています。

磁気テープの貸出しは聴覚障害者で補聴器を装着されている人に対してのバリアフリーの充実の一つとなっており、日常生活用具及び補装具では、情報・意思疎通支援用具の一部の品目について給付内容を改定し、利用者のニーズに合わせたものとなりました。

広報活動については、市が発行している広報紙「あかるいまち」や議会広報紙「市議会だより」について、録音広報(テープ版・デージー版[※])や点字広報の作成、本市ホームページへのHTML版[※]の掲載、さらに希望者に対しては一部をメールで配信しています。

また、その他市政に関する情報についても、手話動画付き・字幕付きでご覧いただける「高知市手話動画チャンネル」を開設し、より多くの情報取得の選択肢を提供しています。

IT推進講習事業は、令和4年度は14回実施し、61名の方が参加しています。受講後は仕事やサークル、地域活動等に役立てたりする等の社会参加につながっています。

オーテピア高知声と点字の図書館では、視覚障害、高齢、病気、その他の障害等で書籍等の活字情報の利用が困難な人のために、点字図書、録音図書、マルチメディアデージー図書など、障害のある人が読めるように配慮された図書の提供や対面音訳サービス等の読書・情報支援を行っています。

【今後の方向性】

- 社会情勢の変化に伴い、障害のある人の情報入手の手段も大きく変化しており、それらの動向に注視しながら、既存の事業の充実を図り、情報取得のより広い選択肢を提供することができるように努めます。

【事業等】

- 手話通訳者関連事業(障がい福祉課)
- 日常生活用具及び補装具の給付(障がい福祉課)
- 磁気ループの貸し出し(障がい福祉課)
- IT推進講習事業(障がい福祉課)
- 点字広報・録音広報等の発行(広聴広報課・議事調査課)
- 読書・情報支援(声と点字の図書館)
- 手話動画チャンネルの運営(広聴広報課)

6-2 災害時の支援体制の構築

【現状と課題】

大規模な災害時には、行政による早期の個別対応が困難な場合も想定され、避難行動要支援者*が速やかに避難できるためには、近所同士で声を掛け合い、互いに助け合いながら避難を行う地域の力が必要不可欠です。そのため、地域の自主防災組織等で事前に避難行動要支援者を把握し、発災時に適切な支援を行うことが重要です。

本市の自主防災組織結成率・数は、令和5年10月1日現在96.8%(カバー率*)、835組織(164,485世帯)となっています。自主防災組織の活動継続・育成強化に向け、平成26年度末に自主防災組織連絡協議会を設立するとともに、自主防災組織結成率100%をめざしています。

平成26年12月には、取組の全体像を示す「高知市避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計画)」を策定するとともに、身体障害者手帳1・2級(総合等級)や療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人等を対象に名簿を作成しました。小学校区単位の自主防災組織連合会を中心に名簿提供を順次行い、名簿を活用した個別避難計画の作成や防災訓練を実施しています。令和5年度からは、福祉専門職による個別避難計画作成の体制を構築し、防災と福祉の連携を進めています。今後さらに災害時における避難支援や安否確認等を円滑に行うことのできる体制の構築が必要です。

平成28年度には、「高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル」が策定され、本市でも在宅で人工呼吸器や酸素を使用している方の「災害時個別支援計画」の作成を関係課の担当者を中心に行っています。医療に関する情報の収集については、体調の変化が大きい方も多く、最新の情報の把握には課題が残りますが、医療機関や訪問看護、医療機器取扱業者等と連携を図っていきます。また、平成29年度から日常生活用具給付事業の対象品目として、在宅人工呼吸器用発電機を追加し、在宅で常時人工呼吸器を使用する方を対象に給付を行っています。

津波から人命を守るための緊急避難場所として、津波避難ビル等を整備しています。また、大規模な災害発生時において、一般の避難所での生活が困難な要配慮者*を受け入れるための一時的な避難所として福祉避難所*があります。

この福祉避難所については、令和5年10月1日現在、本市所管施設、老人ホーム等51か所を指定しましたが、さらなる施設の確保とともに施設ごとの運営体制の構築も重要です。

【今後の方向性】

- 自主防災組織連絡協議会による各地区の情報交換や活動の連携、協力体制の構築をめざします。
- 避難行動要支援者対策事業では、地域と行政や福祉が連携しながら、協働して事業を進めます。
- 庁内、関係機関が連携して、在宅で人工呼吸器や酸素を使用している方への災害時の支援体制の整備に取り組みます。
- 福祉避難所及び津波避難ビル等については、引き続き、社会福祉施設や民間施設等との協議を進め、協定等により確保するよう努めます。また、福祉避難所は、支援者の確保や支援体制の確立、物資の備蓄等について整備を進めるとともに、一般避難所への要配慮者用スペース設置に向けた方策を検討します。

【事業等】

- 自主防災組織育成強化事業(地域防災推進課)
- 津波防災対策事業(地域防災推進課)
- 避難行動要支援者対策事業(地域防災推進課)
- 災害時個別支援計画の作成(障がい福祉課・健康増進課・子ども育成課・基幹型地域包括支援センター)
- 福祉避難所整備事業費補助金(健康福祉総務課)

資料

資料 目次

- 1 計画の策定経過
- 2 計画の点検・評価
- 3 高知市障害者計画等推進協議会委員名簿
- 4 ニーズ調査
- 5 用語の説明

5 用語の説明

【あ行】

■アクセシビリティ：

施設・設備, サービス, 情報, 制度等の利用しやすさ

■いきいき健康チャレンジ：

「チャレンジ目標(①体重測定②血圧測定③8,000歩歩く④連続週2日休肝日をつくる⑤禁煙)の中から1つを決め, 3か月実践し記録する」という高知市保健所が取り組んでいる健康づくり事業

■医療的ケア：

家族や看護師等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引等の医療行為

■医療的ケア児等コーディネーター：

医療的ケア児等に必要なサービスを総合的に調整し, 関係機関と医療的ケア児等及びその家族をつなぐ人。職種は相談支援専門員, 保健師, 看護師などで, 県が実施する研修を受講した者

■インクルージョン：

地域社会において, 全ての人が孤立したり排除されたりしないよう援護し, 社会の構成員として包み支え合うことを表す。

■HTML版：

Webブラウザで閲覧することができ, 音声読み上げソフトによる読み上げ結果に配慮した広報。なお, HTMLとはHyper Text Markup Language (ハイパー・テキスト・マークアップ・ランゲージ)の略

■NICU：

新生児集中治療室

■NPO：

Nonprofit Organizationの略であり，具体的には，医療・福祉，環境，文化・芸能，スポーツ，まちづくり，国際協力・交流，人権・平和，教育，女性等あらゆる分野の民間非営利組織で，法人格の有無や種類は問わない。

【か行】

■カバー率：

全世帯数のうち，自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合をいう。本市の小街ごとに算出し，その積算をして市全体のカバー率とする。

【さ行】

■GCU：

新生児回復期治療室

■磁気ループ：

補聴器を使用する人の聞こえを補助する機器。マイク等の音声を円状に設置した電線に磁場として流し，補聴器で捕らえて音声化する。国内のほとんどの補聴器(Tマーク付き)に対応する。

■重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業：

在宅生活を送っている日常的に医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)等の健康保持と，その介護に当たる保護者等の休養(レスパイト)を図ることを目的として，看護師をその自宅に派遣し，一定時間保護者等に代わって医療的ケア等の支援を行う事業

■住宅確保要配慮者

低額所得者，被災者，高齢者，障害者，子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者

■就労アセスメント：

学校卒業と同時に就労継続支援B型を利用する可能性がある生徒が、就労移行支援事業を利用し、一般就労あるいは福祉的就労が適当であるかを判断するもの

■就労定着支援：

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの1つで、就労移行支援事業等を経て一般就労に移行した人で、特に生活面の課題がある人に対して就労定着支援事業所が職場や自宅への訪問等により、生活リズムや体調管理に関する課題に向けて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施するもの

■手話通訳者：

話し言葉を、聴覚に障害のある人に理解しやすいよう手話に置き換えて伝えたり、聴覚に障害のある人の表す手話の意味・内容を正しく読みとって話し言葉に置き換え、伝える人

【た行】

■聴覚・平衡機能障害：

聴覚機能や体を正常な位置に保つ機能の障害をいう。聴覚障害については両耳の聴力がそれぞれ70dB以上(40cm以上の距離で発声された会話が理解できない。), 一方の耳の聴力が90dB以上で他方の耳の聴力が50dB以上, 平衡機能については著しい障害をいう。

■デージー版：

DAISY(Digital Accessible Information Systemの略)方式のデジタル録音図書

■統合失調症圏：

統合失調症, 統合失調症型障害及び妄想性障害等

■特定医療費：

支給認定を受けた指定難病の患者が、支給認定の有効期間内において、特定医療を受けたときに、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者に対し、当該指定特定医療に要した費用について助成されるもの。指定難病とは、難病のうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せずかつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること等の要件を満たすものであって、当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見をきいて指定するもの。

■特別支援学校：

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置されている。あわせて、地域の特別支援教育のセンター的機能を担うことが求められている。

■特別支援教育支援員：

小・中・義務教育学校において、特別支援学級担当教員等の補助員として、当該児童生徒の学習支援・介助等を行う。

【な行】

■内部障害：

心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸・肝臓・免疫機能の障害をいう。

■難病：

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするようになるもの

■ノーマライゼーション：

障害のある人が、地域社会の中で障害のない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できる社会づくりをめざすという考え方

【は行】

■バリアフリー：

高齢者や障害のある人等の行動を妨げている障壁を取り除いた建築設計。また、高齢者や障害のある人等が社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く心のバリアフリーも含まれる。

■バリアフリー新法：

正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。それまであったいわゆる「ハートビル法」(正式名称「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」と交通バリアフリー法(正式名称「高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」)を統合した法律(平成18年法律第91号)

■避難行動要支援者：

要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にあり、かつ災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが著しく困難である人

■福祉避難所：

高齢者や障害者等、一般的な避難所では生活に支障がある人を対象に何らかの特別な配慮がされた施設

■補装具：

身体に障害のある人の身体機能を補完又は代替して、日常生活や職業生活を容易にするため、用いられる器具類

【ら行】

■ライフステージ：

誕生から死に至るまでの人の人生には、発達や社会生活の側面において、さまざまな段階が存在し、その段階ごとに特徴が現れる。この人生における各々の特徴を持った段階をいう。

■Licoネット：

市内の医療、介護、障害、子育て支援の支援機関やサービス事業所、集いの場など、地域の生活支援情報を検索できるウェブサイト。「だれもが安心していきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち」をめざした取組の一つとして令和2年1月に運用開始。

人と人、人と資源がつながることをイメージした名称とし「くらし(Living)」「つながる(Connect)」から、愛称をLicoネットとした。

■療育手帳：

知的障害のある人が、各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳で、高知県中央児童相談所において、知的障害者であると判定された人に対して交付される手帳をいう。

編集・発行

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

高知市健康福祉部

地域共生社会推進課 電話 088-821-6513

障がい福祉課 電話 088-823-9378